

設置の趣旨等を記載した書類（共同先進健康科学専攻）

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	4
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	4
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	7
5. 基礎となる修士課程との関係.....	10
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	10
7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	10
8. 入学者選抜の概要.....	12
9. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色	14
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組	15
11. 施設、設備等の整備計画.....	16
12. 2以上の校地において教育を行う場合	17
13. 管理運営	17
14. 自己点検・評価	19
15. 情報の公表	20
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	21

1. 設置の趣旨及び必要性

1. 1 教育研究上の理念

東京農工大学は、産業の基幹となる農業と工業を支える農学と工学の二つの学問領域を中心として、時代のニーズに即応する幅広い関連分野をも包含した教育研究を展開し、先端的な科学技術を牽引する教育研究力を発揮して、大学院大学として発展しており、社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、その課題を担う人材を育成することを基本理念としている。

早稲田大学は、文と理の両面から地球規模の課題解決に取り組む国際レベルの研究大学への飛躍を基本理念としている。特に、本共同大学院には、理工学術院、スポーツ科学学術院の横断的な参画を基本としており、医科学、スポーツ科学、創薬科学、リスク管理学、生命情報学、コミュニケーション学を重視した理と医の融合を特色としている。

中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（令和7年）では、質の高い大学院教育の推進や幅広いキャリアパスの開拓推進として、多様なフィールドで一層活躍するための環境構築などが求められている。教育研究の観点から、未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成、国際競争の中での研究力強化が重要であり、経済・社会・文化のグローバル化が急速に進展している今日、理系の大学院教育において養成される人材は、国際的に通用する研究開発力と多彩な視点により学問領域を超えた判断能力、リーダーとしての総合力を有することが求められている。

このたび両大学によって大学院共同教育課程として設置する“共同先進健康科学専攻”（以下「共同専攻」という。）においては、理学・工学・農学の領域融合型で先端的な大学院教育により、医薬・食・環境などの分野で活躍しアカデミア、産業界、公的研究所など産業界で高く評価される教育実現に向けて、多様な課題に解決能力と探究能力を発揮しうる人材の育成を主眼とし、豊かな教養と広い国際感覚及び高い倫理観を有する人材を養成することを教育研究上の理念とする。

1. 2 共同先進健康科学専攻の設置の必要性

既存の共同先進健康科学専攻は、健康・食糧・環境分野において体系的かつ組織的な先端健康科学の教育プログラムを早稲田大学と共同で構築する共同大学院であり、国際的に通用する先端健康科学に関する高度教育を行っている。東京農工大学及び早稲田大学の教職員からなる先端健康科学に関わる教育研究プログラム策定チームを組織することで医学、理学、工学、農学の教育研究を推進する共同大学院である。教育研究プログラム策定チームでは、プログラム方式の提案、講義コンテンツの作成、キャンパス間遠隔講義、会議システムの構築を行うとともに、相互の学生を受け入れる。加えて、今後は先進学際科学専攻との連携により希望者には情報関連技術やAI等のデータ解析に関する教育を行うことも可能とし、高い専門性と学際的な視野をもつ人材の輩出に貢献するものである。

1. 3 共同先進健康科学専攻において養成する人材像

共同専攻は、世界最高レベルの教育研究の実践により世界基準に準拠した教育環境において実践的研究の推進に加えてリスク管理と国際コミュニケーション力を駆使し、人類の願いである“健康”に寄与するために先進的な科学技術によって貢献する人材の育成を理念とする。共同専攻で養成された人材は、医・食・環境に関わる先端研究を推進する能力を有するのみならず、国際基準の機器・新薬・分析法等の開発とリスク管理や審査プロセスを統括する能力を具備し、産業界で新製品開発や新技術開発を牽引する最高度の開発者・技術者の養成に力を入れる方針

とする。人材育成の基本方針を基盤に、関心・意欲の高い学生を受け入れ教育することで、以下に挙げる人材の育成を目的としている。

- ・ 健康科学分野を基盤とし、分子生物学、遺伝子工学、IT、メカニクス、ナノテクノロジーなどの最先端分野を統合的に解析し、新たな理論を構築し、健康の保持増進を図るためのファクターを科学的に究明できる人材（DP の観点 A,B）に関連）
- ・ 国民の健康の保持増進を目的とした“健康科学”をより多面的に捉え、食品科学、環境科学を含む、社会や時代の要請に即応できる人材（DP の観点 C,D）に関連）
- ・ 多様な課題に解決能力と探究能力を発揮しうる人材の育成を主眼とし、豊かな教養と広い国際感覚及び高い倫理観を有する人材（DP の観点 B,C）に関連）
- ・ 研究リーダー輩出のみならず、健康ビジネス、食ビジネス、環境ビジネスにおいて、リーダーとして研究力・開発力・企画力・提案力を発揮する人材（DP の観点 A,D）に関連）

1. 4 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

共同専攻では、世界最高レベルの教育研究の実践により世界基準に準拠した教育環境において実践的研究の推進に加えてリスク管理と国際コミュニケーション力を駆使し、人類の願いである“健康”に寄与するために先進的な科学技術によって貢献する人材の育成を目的としている。共同専攻で養成された人材は、医・食・環境に関わる先端研究を推進する能力を有するのみならず、国際基準の機器・新薬・分析法等の開発とリスク管理や審査プロセスを統括する能力を具備し、定められたカリキュラムによって所定の単位数を修得し、かつ、東京農工大学及び早稲田大学の教員による研究指導を受け、両大学合同で実施される博士論文審査及び最終試験に合格し別途定める修了要件を満たした者に、その専門性に基づいて博士の学位を授与する。

<共同先進健康科学専攻のディプロマ・ポリシー>

[東京農工大学]

- A) 先進健康科学の基盤となる、農学、工学、健康科学に関して多面的で基礎的な知識や実験・計測技術を早稲田大学との共同大学院カリキュラムの履修により幅広く身につけ、バイオテクノロジー、食品、創薬、スポーツ科学、獣医学、医科学に関する最先端の専門知識や実験・計測技術を身に付けていること。
- B) 農学、工学、健康科学の総合的な理解と、相互に関連する問題の関係性を明確に捉える独創性と国際的な視野かつ各専門分野や融合分野において課題を見出し、実践する実行能力を身に付けていること。
- C) 健康科学分野における産業構造や関連企業の社会的責任や知的財産権管理などの知識を理解し、研究者や技術者の社会的使命を心得て、社会実装にむけた研究開発リーダーとなりうる素養を身に付けていること。
- D) 実験データの整理法、研究成果発表のための資料作成方法を習得し、実践的なプレゼンテーション能力や論理性に基づいた的確な質疑応答の能力を身につけること。また、英語によるプレゼンテーション力、ディスカッション能力、及びコミュニケーション能力を養い、独創的な研究課題の積極的なファシリテーション能力を身に付けていること。

[早稲田大学]

◆知識

- DP 1 基盤領域（理学・工学・農学）の横断的基礎知識を体系的に習得していること。
- DP 2 応用領域（バイオテクノロジー、食品、創薬、スポーツ科学、獣医学、医科学）のいずれかに関する先端知識を有すること。

◆技能

- DP 3 実験・計測技術を適切に運用し、データ整理・解析と資料作成を行えること。
- DP 4 国際的視野にもとづき、課題を自ら設定し、計画立案から遂行・検証まで主導できる。
あわせて、論理的な発表と的確な質疑応答の能力を有し、英語での発表・討論・コミュニケーションを実施できること。

◆態度・志向性

- DP 5 研究者・技術者の社会的使命を心得、社会実装を見据えたリーダーとなりうる素養を有すること。

1. 5 入学定員及び人材需要の見通し

共同専攻は、次のような学生を積極的に受け入れることとしている。

- ①既存の工学府ないし他の学府等の修士課程修了者、ならびに獣医学科卒業生でより高度の教育研究を修得することを希望する者
- ②国内外の大学において、教育・研究に従事することを希望する者
- ③国際機関や研究機関等で活躍することを希望する者
- ④既に外国の大学で修士課程を修了し、日本の大学の大学院への進学を希望している留学生

共同専攻は、後期3年の課程のみの博士課程であり、東京農工大学の入学定員は6名と設定する。入学定員の設定に当たり、東京農工大学の大学院生・学部4年生を対象とした大学院博士後期課程（博士課程）への進学希望調査を実施（令和7年9月16日現在で回答があった学生は129名）した。その結果、「博士後期課程に進学したい」学生は全体の約23%（30人）であり、そのうち「共同先進健康科学専攻に進学したい、進学先の候補として検討したい」学生は約7%（10人）であった。

また、共同先進健康科学専攻が養成する人材のニーズについて確認するため、企業を対象に調査を実施した（令和7年9月16日現在で、回答があったのは電気、化学、食品、建設、コンサルティング等様々な業種の86社）。「バイオテクノロジー・創薬・医科学等に関する高度専門的スキル、リーダーとしての能力」の必要性を尋ねた設問に、「必要である」と回答した企業は全体の約38%（32社）、また「健康科学・分子生物学・遺伝子工学等を統合的に解析し理論構築を行う能力」が必要であるかを尋ねた設問に、「必要である」と回答した企業は34%（29社）である。このことから、専攻の教育内容、養成する人材像等についての産業界からの期待を十分に確認することができた。

社会・地域が求める人材需要の見通しを反映する求人企業へのアンケート調査のデータを総合的に検討した結果、質を担保しつつ定員を充足することが可能であると判断した。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

専攻の名称：共同先進健康科学専攻（Cooperative Major in Advanced Health Science）

共同専攻で授与する学位に付記する専攻分野の名称は、専攻の教育研究の趣旨に照らし、**博士（生命科学）**とする。また、英語名称は、国際通用性の観点から **Doctor of Life Science** とする。本専攻のカリキュラム・ポリシーに則って所定の課程修了要件を満たした者に、その学修成果の内容に応じて上記の学位を授与する。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

3. 1 共同先進健康科学専攻

共同専攻では、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導く教育のプロセス管理の重要性を踏まえて、コースワークの充実を図る科目群として、学術研究分野を重視した「専門科目」と研究活動において遵守すべき倫理観について学ぶ「研究倫理系科目」、国際的な場でのコミュニケーション能力やコーディネート能力を重視した「演習科目」、「実践英語教育科目」の計4つの科目群を設定している。また、これら科目群全てに必修、選択必修もしくは選択科目の区分を設定し、学術的な専門性だけでなく国際性、国際的なレベルでの社会性を養うことで本共同専攻の博士号取得者が国際的な場で活躍できることを実現可能としている。

3. 2 カリキュラム・ポリシー

<共同先進健康科学専攻>

先進健康科学に関連する農学、工学、健康科学等の基盤領域・応用領域及びそれらを結び付ける様々なシステムに関する実践英語教育科目、専門科目、演習科目などを東京農工大学と早稲田大学との共同大学院カリキュラムにより横断的に学ばせ、多面的な基礎知識と多様な最先端の実験・計測技術を習得させるカリキュラムとする。

[東京農工大学]

- 実践英語教育科目：DPの観点D)に対応するプロフェッショナルコミュニケーション、テクニカルプレゼンテーションによる国際的な英語技術修練に取り組み、演習科目による先進健康科学研究、実践プレゼンテーションを通じた課題解決力の養成、解決策を立案し実践する能力を養う。
- 専門科目：生命科学、環境科学系講義や専攻基軸科目の履修を通して、DPの観点A)、B)に対応する健康科学分野に広く構成される学際領域の相互関連性と専門領域の知識や技術を支える基軸について学び、各専門領域とそれらの学際領域あるいは融合領域における課題を発見する能力を養成する。総合科目において観点D)に対応する中間発表を配置している。
- 演習科目：主として指導教員の下でDPの観点A)、B)、C)に対応する研究力を高めながら、DPの観点D)に対応するプレゼンテーション系の科目を配置している。
- 研究倫理系科目：DPの観点C)に対応する研究倫理に関する基本的知識を身に付ける。

[早稲田大学]

実践英語教育科目では、DP4に対応するプロフェッショナルコミュニケーション、テクニカルプレゼンテーションによる国際的な英語技術修練に取り組み、演習科目による先進健康科学研究、実践プレゼンテーションを通じた課題解決力の養成、解決策を立案し実践する能力を養う。専門科目では、生命科学、環境科学系講義や専攻基軸科目の履修を通して、DP1、2、3の観点に対応する健康科学分野に広く構成される学際領域の相互関連性と専門領域の知識や技術を支える基軸について学び、各専門領域とそれらの学際領域あるいは融合領域における課題を発見する能力を養成する。演習科目では、主として指導教員の下でDP1、2、3に対応する研究力を高めながら、DP4の観点に対応するセミナー系の科目を配置している。研究倫理系科目では、DP5に対応する研究倫理に関する基本的知識を身に付ける。

① 実践英語教育科目

英語の読み書きに加えて、国際的に通用する実質的なプレゼンテーションや、コミュニケーションスキル、ディスカッションスキルの習得を目指す科目として開講する。(DP4)

② 専門科目

基盤領域（理学・工学・農学）と応用領域（バイオテクノロジー、食品、創薬、スポーツ科

学、獣医学、医科学)の各分野の先進的かつ幅広い知見を習得することを目的として、各教員の研究活動に基づく最先端の関連分野の科目を開講する。(DP 1,DP 2,DP 3)

③ 演習科目

関連学術分野の課題設定・課題解決型立案やプレゼンテーションスキルを培い、「実践英語教育科目」で養った能力を生かして、国際学会等での十分なディスカッションができるレベルの能力を養う。(DP 1,DP 2,DP 3,DP 4)

④ 研究倫理系科目

社会規範に基づく研究活動により研究の成果を発信し、科学の発展に役立てる能力を養う。(DP 5)

学修成果を評価する方法：DPで定める能力を身に付けた研究リーダーを育成するために成績評価は、講義科目では試験、レポート等で、演習ではレポート、口頭試験等で評価する。授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。合格した者には所定の単位を付与する。また、学位論文については、東京農工大学及び早稲田大学の教員により構成される学位審査委員会による論文審査及び最終試験を厳格に行う。

カリキュラム・マップ

科目区分		授業科目の名称	単位数	DP の観点			
				A	B	C	D
実践英語教育科目		Doctoral Student Technical Writing	1				○
		Doctoral Student Presentation Skills	1				○
専門科目	生命科学	生命科学特論Ⅱ	2	○	○		
		生命科学特論Ⅲ	2	○	○		
		生命科学特論Ⅳ	2	○	○		
		生命科学特論Ⅴ	2	○	○		
	環境科学	環境科学特論Ⅰ	2	○	○		
		環境科学特論Ⅱ	2	○	○		
		環境科学特論Ⅲ	2	○	○		
		環境科学特論Ⅴ	2	○	○		
	食科学	食科学特論Ⅰ	2	○	○		
		食科学特論Ⅱ	2	○	○		
		食科学特論Ⅳ	2	○	○		
	総合科目	感染症総合管理学	2	○	○		
		先進健康科学特論	2	○	○		○
演習科目	演習科目	先進健康科学計画研究及び実践プレゼンテーション特論Ⅰ	8	○	○		○
		先進健康科学セミナーⅠ	4	○	○	○	
		先進健康科学セミナーⅡ	4	○	○	○	
		先進健康科学セミナーⅢ	4	○	○	○	
		実践プレゼンテーション特論Ⅱ	4			○	○
		実地研修研究特論	4		○	○	
	研究倫理系科目	研究倫理概論A	1			○	
		研究倫理概論B	1			○	
		Ethics and Research	1			○	
		サイエンスコミュニケーションと研究倫理	2			○	
系科目	研究倫理	研究倫理	1			○	

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

4. 1 共同先進健康科学専攻の履修方法に関する基本的な考え方

① 実践英語教育科目

英語の読み書きに加えて、国際的に通用する実質的なコミュニケーションスキルや、プレゼンテーション、交渉スキルの修得を目指す科目として開講する。

② 専門科目

生命科学、食科学、環境科学の各分野の先進的かつ幅広い知見を修得するとともに、各教員の研究活動に基づく最先端の関連分野の科目を開講する。

③ 演習科目

関連学術分野の課題設定・課題解決型立案やプレゼンテーションスキルを培い、「実践英語教育科目」で養った英語プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力及びディスカッション能力を生かして、国際学会等での十分なディスカッションができるレベルの能力を養う。

④ 研究倫理系科目

社会規範に基づく研究活動により研究の成果を発信し、科学の発展に役立てる能力を養う。

4. 2 共同先進健康科学専攻の履修指導・研究指導

< 1 年次前期 >

1 年次前期において、「専門科目」群の選択となっている主要 4 科目のうち、少なくとも 2 科目以上を履修することを、主指導教員、副指導教員が指導し、博士論文作成に向けたコースワークの設定を行う。副指導教員のうち 1 名は学生が本籍を置く大学とは別の教員が就き、両大学で共同の研究指導体制を確保している。また、最新の学術論文などから情報を収集し、研究の立案から成果のまとめに至る研究の一連の流れを体験し、それらをプレゼンテーションする「演習科目」、英語コミュニケーションスキルに関する「実践英語教育科目」については互いの関連性を意識した履修となるように、さらに「専門科目」の 2 年次後期までの一貫したコースワーク設計となるよう指導する。学生の研究課題に関連した分野の論文調査研究、その総説としての取りまとめについて指導し、研究課題の国際的な位置づけ、新規性、優位性、波及効果等の口頭発表を 8 月に実施し、指導教員、指導補助教員及びそれ以外の教員を含めた審査を行う。これらの審査で認められた場合に、“先進健康科学計画研究”の単位を認定する。

< 1 年次後期 >

修了要件となる「専門科目」を必要に応じて履修すること、英語コミュニケーション、プレゼンテーション等の能力の向上が必要であると判断された場合には、修了要件を超えていたとしても、「実践英語教育科目」を履修するように指導する。

< 2 年次前期 >

1 年次の「演習科目」の学習を踏まえて、学生の研究課題に即した研究指導を行い、学位論文の具体的な推進を図る。主指導教員、副指導教員との議論、助言により学位論文作成への方向性を明確化する。実践英語教育科目及び研究倫理科目を引き続き履修できる。

< 2 年次後期 >

「演習科目」の学習・研究指導を踏まえて、最終的な研究計画を策定させ、主指導教員と副指導教員より博士学位論文研究計画遂行のための研究指導を行う。研究の進捗状況について総合科目の先進健康科学特論（中間発表）を実施し、主指導教員、副指導教員及びそれ以外の教員を含めた討論により、学位論文の方向性を確認し、取得を目指す学位の種類を確定する。実践英語教育科目及び研究倫理科目を引き続き履修できる。

< 3 年次前期 >

主指導教員、副指導教員の指導の下、博士後期課程の修了要件を満たす大学院学生が決定次第、博士論文作成のための計画立案、研究遂行、論文作成の指導を行う。なお、学位論文の審査基準については本学ウェブサイトにおいて周知を行っている。

< 3 年次後期 >

学位論文予備審査の資料を作成し、予備審査委員会による査読及び修正指導の審査を受ける。ここで、学位論文予備審査には、5 名以上の審査委員を選定する。審査委員は、本籍を置く大学（早

稲田大学又は東京農工大学)の教員の他、他方の大学(東京農工大学又は早稲田大学)から必ず教員1名を加えることにより構成される。なお、論文研究を指導した教員が審査委員主査候補者として選出された場合は、その分野の特殊性や公平性について専攻長が説明し、教授会で審議する。予備審査に合格した者は、学位論文審査願、学位論文及び関係書類を提出したうえで、主指導教員、副指導教員の指導を受け研究を続行し、研究成果をもとに学位論文を作成する。また、審査委員会(予備審査委員会と同様に5名の教員で構成)を編成し、論文を中心にしてこれに関連する科目の試験を行う。最終試験においては、学位論文の審査の他、英語プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を審査の基準とする。審査委員会の結果を共同教育課程運営委員会において論文審査及び最終試験の判定を行い、教授会へ報告する。これらを合格した者は、博士後期課程を修了するとともに、博士の学位が授与される。

4. 3 共同先進健康科学専攻の修了要件

共同専攻に3年以上在学し、必修科目を含め18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、共同専攻に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4. 4 研究の倫理審査体制

東京農工大学においては、共同専攻における研究内容の倫理性について確認を行う体制を、先進学際学府内で合議の上構築する。研究実施に当たっての倫理審査は、原則として東京農工大学の規定に従い行う。倫理審査委員会等への届出内容等については学府長と共有・管理を行い、研究計画書、倫理審査申請書等を作成する前に研究倫理等の重要性を学んだ上で作成に当たる。なお、倫理違反が判明した場合は、直ちに研究を中止するとともに、倫理審査委員会の管理下において被害を調査し、適切に対処する。

東京農工大学は、「東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、これに基づき、大学に所属する教員、研究員、技術職員、事務職員、研究生、大学院生、学部学生など研究に携わるすべての者(以下「研究者等」という。)が尊重すべき事項を示し、「東京農工大学憲章」、「東京農工大学研究者行動規範」及び「東京農工大学研究者等の倫理に関するガイドライン」に基づいて、研究者等の活動の信頼性と公正性を高めることを目的として定めている。

また、人を対象とする研究の計画及び実施に関し、「国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程」を制定し、研究者等に対し、人を対象とする研究を計画・実施する場合は、事前に研究倫理審査事務局に倫理審査を受けることを義務付けている。

これらの情報は、東京農工大学ウェブサイト(<https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/index.html>)に掲載することで周知している。そのほか、研究者等を対象とした定期的な倫理講習会の開催、APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)による研究倫理教育の受講を義務付けている。

早稲田大学は、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者に係る倫理的な態度と行動規範として、「早稲田大学学術 研究倫理憲章」を定めている。また、大学で学術研究活動に携わるすべての者が、「早稲田大学学術 研究倫理憲章」の精神に則って、大学における学術研究・科学技術に対する信頼を高め、良心に従

って誠実に行動することを目的として、「学術研究倫理に係るガイドライン」および「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」を定めている。

人を対象とする研究の計画及び実施に際しては、「人を対象とする研究に関する倫理規程」を定め、本学の研究者が人を対象とする研究を実施しようとする場合は、事前に「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」に、研究計画書および細則で定める書類を提出し、倫理審査を受けることを求めている。

これらの情報は、早稲田大学研究倫理オフィス (<https://www.waseda.jp/inst/ore/>) に掲載し、学内外への周知を行っている。そのほか、学部生・大学院生を対象とした「学術・研究公正概論」の設置や、本学の研究者等へ「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」に基づく「研究倫理に関する研修」の受講を義務付けるなど、研究倫理教育の徹底を図っている。

5. 基礎となる修士課程との関係

東京農工大学では大学院工学府生命工学専攻（博士前期課程）、大学院農学府農学専攻（修士課程）及び大学院先進学際科学府先進学際科学専攻（博士前期課程）を基盤として共同専攻を大学院先進学際科学府に設置する。共同専攻に参画する教員はバイオテクノロジー・食品・創薬・健康科学の教育研究に従事する工学及び農学分野の専任教員であり、3つの柱研究分野への参画を可能とする。

早稲田大学では大学院先進理工学研究科生命医科学専攻（修士課程）、電気情報生命専攻（修士課程）及び大学院スポーツ科学研究科（修士課程）を基盤として共同専攻を大学院先進理工学研究科に設置する。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

新型コロナウイルスの感染拡大の折に習得したノウハウを活かし、Web 会議システム等のオンラインツールを活用した同時双方向型及びオンデマンド型の授業形式や、ICT 設備を備えた講義室を使用し、対面授業と同時双方向型授業のハイブリッド開講など、対面授業を主として開講するものの、多様な学生のニーズに対応可能な体制が整っており、これらを最大限に活かしていく。共同専攻では、専攻所属の教員が東京農工大学又は早稲田大学に研究室を主宰しており、学生もいずれかの研究室所属となる。キャンパスが分かれることのデメリットを最小とし、同時双方向型講義のシームレスなオンライン接続を可能とするため、講義室等に設置された既存のシステムを使用する。

7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

7. 1 標準修業年限

標準修業年限は3年とする。

7. 2 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、履修計画について個別に学生の相談に応じ、随時面談等により指導・助言を行う。社会人学生など教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。研究指導において

は、主指導教員に加えて副指導教員2名を配置し、研究指導体制の充実を図り、博士論文完成までの一貫した指導を行う。入学時において、学生と研究指導教員との間で個別に相談の上、履修スケジュールを策定した上で研究指導を行うこととする。

7. 3 授業の実施方法

教育方法の特例による履修を希望する学生については、研究指導教員が相談に応じ、夜間や休日等の特定の時間において履修計画に支障がないよう便宜を図る。

7. 4 教員の負担の程度

夜間、休日開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務型裁量労働制の適用に基づき、過剰な負担が生じないように調整を行う。

7. 5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

東京農工大学における学生が利用する府中図書館及び小金井図書館の開館時間は、平日8時45分から21時まで、土曜日は10時から17時（府中図書館）、12時30分から19時30分（小金井図書館）、日曜日は13時から17時まで開館しており、社会人学生の就学を支援する体制が整っている。情報処理施設である総合情報メディアセンターは、府中サービスデスク、小金井サービスデスクを設置しており、平日10時から17時まで対応している。食堂、書籍販売等の福利施設も府中及び小金井キャンパスにおいて営業されている。

早稲田大学における学生が利用する図書館について、中央図書館については、授業期間中は日曜日も含めて毎日開館している。2024年度の開館日数は340日、月曜日から土曜日の開館時間は13時間に及ぶ。また、中央図書館だけでなく、4つのキャンパス図書館、さらには各学術院において教員図書室、学生読書室等を設置しておりその数は本学全体で23館に及び、所属学部の中で各学術院の学問構成に応じた図書館利用ができる環境を整備している。座席数は本学の図書館・図書室全体で4,708席に及ぶ。これに加えて、学内各所に次世代型学習スペースとしてラーニング・コモンズを設置し、量だけでなく質の面からも図書館利用環境を整え、会話可能なスペースの拡大や、無線LAN環境の整備、PCの貸出、プリンタの設置など、現代の学習環境に適した図書館利用環境の整備を進めている。

図書館へ配属された職員に対しては、独自の研修を課し、図書館、学術情報サービスの基盤整備を担うために必要な知識を習得する機会を与えている。加えて、国立国会図書館や私立大学図書館協会等の外部機関の研修情報を図書館内で共有し、図書館内各箇所の業務に必要なスキルについて、外部研修への参加を推奨している。食堂・書籍販売等の福利厚生施設も、早稲田、戸山、西早稲田、所沢の各キャンパスに配置されている。

7. 6 入学者選抜の概要

入学者選抜の概要については、「8. 入学者選抜の概要」のとおりである。

7. 7 必要とされる分野であること

共同専攻は、生命科学、食科学、環境科学の3つの分野を柱に産業界での実践力と国際的な活躍、研究のみならず開発力・企画力・提案力に優れた人材育成を東京農工大学と早稲田大学の連携により行うものである。中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年)において、複数の学問分野を通じて基礎的・汎用的な能力を身に付ける教育、実践的な教育研究の必要性についての記述があり、共同専攻で育成する人材の方向性

と一致していると考えられる。加えて、同答申では、社会人におけるリカレント教育・リスキリングの重要性についても触れられており、そのための制度設計・体制作りは産業界からの要請に答えるためにも非常に重要である。

7. 8 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

共同専攻は、東京農工大学及び早稲田大学から選抜された理学系、工学系又は農学系の分野の教員 12 名から構成される。学際分野での国際的に認められる業績を有する教員で構成し、カリキュラムの運用は理学、農学又は工学の専門分野に基盤を置きながら、新たに情報分野を取り込んだ先進的な学際領域の創生に取り組める体制としている。共同専攻を専ら担当する専任教員の配置はないが、学生 1 人につき、本専攻の主旨指導教員 1 名と副指導教員 2 名を配置し、先進性や学際性の富んだ研究の実施に向けて副指導教員のうち 1 名については指導資格の審査を前提に、他学府の専任教員でも担当できるような研究指導体制を整える。

8. 入学者選抜の概要

共同専攻の入学定員は東京農工大学 6 名、早稲田大学 4 名とし、既に実社会において実務経験を有する社会人や外国人留学生等の受け入れも積極的に行う。入学時期は、春季（4 月）及び秋季（9 月又は 10 月）とし、入学者選抜は冬季及び夏季に実施する。また、理学系・工学系・農学系領域の修士課程、専門職学位課程、獣医学系・薬学系・医学系の学部を修了した者等を入学予定者として想定しており、入学者選抜の際に、学修領域について詳細に調査し、適応性を審査するものとする。

8. 1 共同先進健康科学専攻が求める学生像（アドミッション・ポリシー）

共同専攻の養成する人材像及び教育課程での学修において求められる資質、素養、能力等は、以下のとおりである。

〔東京農工大学〕

- ・ 専門分野における修士レベルの学力を有し、関連する知識や技術を習得しており、複数の学問分野の視点や方法論に基づき専門的知識や技術の習得に対して意欲がある者
- ・ 先進健康科学に関して興味を持ち、早稲田大学との横断的な学びに積極的で、多面的な基礎知識と多様な最先端の実験・計測技術を習得することに意欲がある者
- ・ 健康科学分野に広く構成される学際領域の相互関連性と専門領域の知識や技術を支える基軸について学び、各専門領域とそれらの学際領域あるいは融合領域における課題を発見する能力を習得することに意欲がある者
- ・ 実践英語教育によるプロフェッショナルコミュニケーション、テクニカルプレゼンテーションによる国際的な英語技術修練に取り組み、実践的なプレゼンテーションを通じた課題解決力や、解決策を立案し実践する能力を習得することに意欲がある者

〔早稲田大学〕

◆求める学生像：以下のような考えや目的をもった学生を求める。

- ・ 国際的に通用する研究開発力と多彩な視点により学問領域を超えた判断能力を身に付け、リーダーとなることを目指す者
- ・ 多様な課題に解決能力と探究能力を発揮することを目指す者
- ・ 豊かな教養と広い国際感覚及び高い倫理観を身につけることを目指す者

◆求める知識・能力・意欲等

理学系・工学系・農学系領域の修士課程、専門職学位課程、獣医学系・薬学系・医学系の学部を修了した者等を入学予定者として想定し、入学時に求める知識・能力・意欲等は以下の通りである。

① 知識

専門分野における修士レベルの学力を有すること。

② 技能

専門分野に関連する実験・計測技術を習得していること。

③ 学修意欲・態度

- ・複数の学問分野の視点や方法論に基づき専門的知識や技術の習得に対して意欲があること。先進健康科学に関して興味を持ち、東京農工大学との横断的な学びに積極的で、多面的な基礎知識と多様な最先端の実験・計測技術を習得することに意欲があること。
- ・健康科学分野に広く構成される学際領域の相互関連性と専門領域の知識や技術を支える基軸について学び、各専門領域とそれらの学際領域あるいは融合領域における課題を発見する能力を習得することに意欲があること。
- ・実践英語教育によるプロフェッショナルコミュニケーション、テクニカルプレゼンテーションによる国際的な英語技術修練に取り組み、実践的なプレゼンテーションを通じた課題解決力や、解決策を立案し実践する能力を習得することに意欲があること。

8. 2 入学者選抜の実施について

共同専攻における入学者選抜は東京農工大学と早稲田大学のそれぞれで実施し、入学者は出願をした大学が本籍となる。

(1) 出願資格

＜一般選抜＞

- ① 修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者及び入学年月日の前日までに当該学位を取得見込みの者
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び入学年月日の前日までに当該学位を取得見込みの者
- ③ (東京農工大学のみ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び入学前年度の3月末までに当該学位を取得見込みの者
- ④ (東京農工大学のみ) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教育制度において位置付けられた学校教育施設にあって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び入学年月日の前日までに当該学位を取得見込みの者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者(大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究所等において、2年以上研究に従事した者で大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者)
- ⑦ 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、当該入学年月日現在、24歳に達する者

(2) 入学者選抜方法

入学者の選抜は次のとおり行う。

＜一般選抜＞

①書類審査（履歴書、修士論文の概要、研究計画書等）

②面接（口頭試問含む）

③学力審査（提出された修士論文の概要、研究計画などを参考にして関連する専門分野についての試験及び語学の試験を行う）

＜推薦入試（早稲田大学のみ）＞

指定された研究科・プログラムにおいて良好と認める研究業績・成績を修めた者を対象として、面接によって評価する。

（３）選抜の基準

学術機関における研究者・教育者の養成のみならず、産業界で新製品開発や新技術開発を牽引する高度な開発者・教育者等となりうる学生を選抜する。

入学者の選抜にあたっては、両大学において同レベルの学生の質を担保するために、共同専攻において、両大学の意向を踏まえた選抜可否判定を行うこととする。すなわち、共同先進健康科学専攻協議会（詳細は後述のとおり）で協議する入学者選抜に関わる合格判定基準について、合格判定基準データと情報を共有し、共同専攻の総意として出願者の最終可否判定を行う。

（４）社会人入学者への対応

講義は基本的に平日に実施する対面型講義とするが、社会人学生への対応として、柔軟な講義実施体制の整備も必要である。そこで、講義の一部に、夏期や冬期における集中講義も導入する。

９．教員研究実施組織の編成の考え方及び特色

９．１ 教員組織編成の考え方

東京農工大学においては、生命科学、環境科学、食科学を専門とする理学、農学、工学、薬学、医学、獣医学等の学位を有する教員からなる組織を構成し、健康であること、つまり“ホメオスタシス”の維持に関する学問である分子病態制御学、分子再生医学、免疫学、知覚運動制御、環境バイオ分析化学特論、環境生物資源学、生活習慣病予防学、時間栄養・薬理学を教授する。

早稲田大学においては、医学的見地に基づいた先進健康科学を教授するために、栄養学、薬理学、免疫学を専門とする医学博士を有する教員が参画し、健康維持・増進に関わる環境生物資源、あるいは生物遺伝資源についての専門性を有する教員が参画する。東京農工大学からは、生命工学、分子生物学、創薬化学、食理学、運動制御学、疾患モデル動物学などを専門とする大学院担当教員が参画している。これらの専任教員は、全て博士号を有し、健康科学分野に密接に関連する理学、農学、工学、薬学分野において国際レベルの高い業績を有する教員で構成している。

「専攻基軸科目」、「実践英語教育科目」には、レギュラトリーサイエンス、インターナショナルコミュニケーションの専門性を有する早稲田大学教員を配置する。生命倫理、レギュラトリーサイエンス、リスク管理学に関わる各種の法規・法令等を中心に体系化した科目を設定し、多様な進路が予想される健康科学分野において、開発企画立案者やコーディネーターとしてのリーダーシップを発揮できるための素養の習熟を図る。「専門科目」には、講義内容と連動した実践的な学習指導を行うこととし、主に東京農工大学教員により構成する。

9. 2 教員組織編成の特色

共同専攻の教育課程の特色の一つは、博士後期課程が担う科目群として高度専門教育を行う「専門科目」に加えて、国際的に多様な立場で中核的な役割を担うための実践的な英語能力やプレゼンテーション能力等の習熟を保证するための「実践英語教育科目」、「演習科目」からなる点にある。この特徴的な教育課程編成を行うために、東京農工大学が有するシーズと早稲田大学の得意とする専門性の融合を図っている点に、教員組織編成の特色があり、“健康科学”に関わる新たな学術領域を創生する体制となっている。

東京農工大学は、農学府（共同獣医学科を含む。）、工学府、先進学際科学府の教育組織を礎に、同学間分野の研究組織を構成しており、生命科学、環境科学、食科学の各々の分野の教育研究組織を有している。共同専攻には、それぞれの分野の専門性を有する教員、つまり生命工学、医科学、薬理学、食品科学、環境科学等の専門教員が参画し、多様な分野を統合した先進健康科学分野を体系化する。より具体的には、教育課程における「専門科目」を東京農工大学教員が主体となって構成する。

一方、早稲田大学は先進理工学研究科、スポーツ科学研究科において理学系や医科学系の研究を精力的に推進する教育研究組織を有している。さらに、化学物質や生物そして医療分野におけるリスクの総合管理に関して社会の認識の向上を図り持続可能な発展に資するため、科学的知見と論理的思考によって規範を構築するあり方や規範科学（レギュラトリーサイエンス）に関わる教育のあり方などについて調査研究を行うナノ・ライフ創新研究機構をスタートさせている。当該機構では、社会人を含む広範な聴講者を対象にしたカリキュラム構築がなされており、それを共同専攻の「専攻基軸科目」として活用し、科目も構成している。

9. 3 教員の年齢構成

本専攻に参画する専任教員は10名である。また、すべての教員は東京農工大学又は早稲田大学の専任教員であり、大学教員以外の業務に従事しているものはいない。

学年進行終了時の令和12年3月時点における専任教員9名の平均年齢は約54歳で、年齢構成は30代1名、40代2名、50代4名、60代2名となっている。

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

共同専攻は、生命科学、食科学ならびに環境科学を中心的な学問分野とし、最高度の教育研究を可能とする博士後期課程である。共同専攻の設置は、理学、農学、工学を融合して先進的な健康科学を基幹とし、さらに医学及び獣医学の融合によって社会の要請に応える最高度の人材育成を目的とする。先端的な科学技術に立脚した健康科学は新しく、学術界への貢献を目指し、養成した人材を産業界のリーダーとして輩出することが求められる。

このように、学術界と産業界ともにリーダーシップを発揮する即戦力を有した人材の育成を目的としており、新設する専攻は後期3年のみの博士課程として設置する。共同専攻の設置に関連する基本組織としては、東京農工大学では、工学部生命工学科（学部）、工学府生命工学専攻（博士前期課程）ならびに農学部環境資源科学科、応用生物科学科、共同獣医学科（学部：6年制）、農学府農学専攻をすでに設置しており、博士後期課程への進学を希望する学生が多数在籍している。一方、早稲田大学における基本組織としては、先進理工学部の中に生命医科学学科、電気情報生命専攻、さらにはスポーツ科学部にスポーツ医科学科、スポーツ科学研究科にスポーツ医科学研究領域が設置されている。

共同専攻の大学院学生は当該学生が本籍を置く大学において、主指導教員の指導のもとに履修の方針を決める。講義は両大学において開講される講義を履修登録に沿って履修する。パートナーとなる構成大学で開講されている授業については、副指導教員との研究打合せも含めて、学生もキャンパス間の移動を行う。両大学のキャンパス間は公共交通機関を利用して1時間以内であり、週に1～2回の移動は十分に可能である。また、補助教材として、特別講演会や公開セミナー等はビデオ撮影し、そのコンテンツを共同専攻ホームページに掲載する。共同機器の使用マニュアルや関連倫理規定等も電子コンテンツとし、双方の大学の学生が情報を共有するシステムとする。

共同専攻の教育指導体制として、個別の研究指導、研究室セミナーの他に、両大学での定期的な合同研究打合せ、論文検討会、公開セミナー等を開催し、主指導教員と副指導教員の研究指導方針の確認・再設定等を行い、大学院学生への適切な指導体制を確保する。

11. 施設、設備等の整備計画

11. 1 校舎等施設

共同専攻を設置する東京農工大学及び早稲田大学は、以下のとおり既存の校地等を共同利用する。

東京農工大学においては、共同専攻が工学、農学等を包含した融合分野であること、共同専攻に参画する専任教員等の教育研究拠点が府中キャンパス（農学部、農学府、連合農学研究科等を配置）及び小金井キャンパス（工学部、工学府、先進学際科学府等を配置）であること等を踏まえ、府中及び小金井キャンパス（以下「両キャンパス」という。）の施設・設備等を利用（提供）する。（敷地面積 府中キャンパス：299,319 m²、小金井キャンパス：163,387 m²）両キャンパスともに、教育研究棟（13棟以上）の他、附属施設等を有しており、共同専攻で主に利用する教育研究棟は、府中キャンパスの1号館（延べ床面積 7,433 m²）、小金井キャンパスの10、11、12号館（延べ床面積計 11,063 m²）及び生物システム応用科学府棟（延べ床面積 9,590 m²）等である。両キャンパス内で、学部・大学院における教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。また、大学院生の自習室として院生研究室が整備されており、平日は8時から23時まで、土日は8時から20時まで利用することが可能な体制となっている。

一方、早稲田大学において利用（提供）する西早稲田キャンパス（敷地面積 44,894 m²）は、昭和42年に移転してきて以来、施設・設備を拡充し14棟、延べ床面積 123,306 m²を有しており、キャンパス内で学部・大学院における教育・研究に必要な施設・設備をまかなっている。また、早稲田大学と東京女子医科大学との共同連携施設（施設名 TWIns、以下「TWIns」という。）は、平成20年4月に東京女子医科大学に隣接して開設され、7,000 m²の敷地に延べ床面積 20,000 m²の規模の地上3階、地下2階の施設であり、そこには先端生命医科学分野における最新の教育・研究設備が設置されている。

11. 2 図書資料及び図書館の整備

共同専攻の学生は、本籍を置く大学の如何に関わらず、双方の構成大学の学生証や端末認証ID等を付与されるため、情報環境や図書館利用にあたっては、構成大学の各施設を利用することができる。

東京農工大学の府中及び小金井キャンパスの図書館では、各キャンパスに配置する学部や大学院の学府等の図書整備を共通して行っている。主に学術雑誌・図書を収集・提供しており、図書約52万冊、学術雑誌約14,000種を所蔵している。各図書館の規模等は、府中図書館が352席（床

面積 3,428 m²）、小金井図書館が 528 席（床面積 3,479 m²）である。開館時間は、平日は 8 時 45 分から 21 時まで、土曜日にも開館しているが、各キャンパスにより開館時間が異なる。（日曜日、祝日、夏季休業等の期間中を除く。）

早稲田大学西早稲田キャンパスの理工学図書館においても、研究図書館として主に学術雑誌・図書を収集・提供しており、図書約 30 万冊（製本雑誌を含む）、雑誌約 7,300 種を所蔵している。学生読書室は学習図書館として授業に即した図書の収集・提供を行い、日本語図書を中心に約 10 万冊（参考図書を含む）、理工系一般誌 76 種を備えている。そして、毎年研究図書約 5,000 冊（製本雑誌を含む）、学習図書約 3,500 冊、継続雑誌約 1,500 種を収集している。設備面では理工学図書館が床面積 2,057 m²で 212 席、学生読書室が 954 m²で 510 席であり、これらの施設は一体的な組織として運用されている。

共同専攻では物理学、化学、医学、生命科学などの関係の研究資料が必備となるが、東京農工大学では、両キャンパスをあわせて物理学で約 12,000 冊、化学で約 16,000 冊の蔵書があり、さらに主要学会誌を網羅的に所蔵する。理工系電子ジャーナルでは Nature, Science, ScienceDirect (Elsevier), SpringerLink (Springer Nature), Wiley Online Library, ACS, APS, Cell Press, Taylor&Francis (S&T パッケージ) など、二次情報データベースでは JDreamIII, Web of Science, Scopus, CAS SciFinder などが利用できる。

早稲田大学では、物理学で約 9,300 冊、化学で約 10,000 冊の蔵書があり、さらに主要学会誌を網羅的に所蔵している。今後は特に医学・生命科学関係の資料に留意しながら研究資料を収集していく計画である。理工系電子ジャーナルでは Nature, Science, ScienceDirect (Elsevier), SpringerLink (Springer Nature), Wiley Online Library, ACS, RSC, APS, AIP, IoP, Cell Press など、二次情報データベースでは JDreamIII, Web of Science, Scopus, CAS SciFinder などが利用できる。これらの資料へのアクセスは学内ネットワーク環境であればいつでもどこからでも可能である。今後もそれら電子媒体資料の収集・維持を続けていく。

両大学共に、図書資料の検索は OPAC システムが稼動しており、全学の所蔵資料が一元的に検索できる。

12. 2 以上の校地において教育を行う場合

共同専攻の講義は、東京農工大学小金井キャンパス（東京都小金井市）、府中キャンパス（東京都府中市）及び早稲田大学（東京都新宿区）において実施する。共同専攻を担当する専任教員 10 名のうち 7 名は東京農工大学、3 名は早稲田大学を教育研究活動の拠点としている。

全学生が一堂に会する授業を実施する場合は、教員や学生の移動時間を考慮した授業間隔を確保するように時間割を工夫し、履修に支障が生じないように配慮する。教育効果を保ちつつオンライン授業の方が効率的であると判断される場合には、Web 会議システムや ICT 設備がある講義室等を活用し、キャンパス間で同時に双方向講義やハイブリッド講義を実施する。なお、両大学において教員・学生が不便を感じることなく行き来しながら教育・研究に取り組める体制を、大学として全面的にサポートし責任をもって整備する。

13. 管理運営

共同専攻における教育・研究等に関する重要事項を審議するために、学長等から必要な権限を委ねられている各構成大学の責任者等から構成される“共同先進健康科学専攻協議会”と、専任教員等から構成される“共同教育課程運営委員会”がその管理運営にあたることとする。これに

より協議が円滑に実施され、運営の健全性と独立性を確保する。

13. 1 共同先進健康科学専攻協議会

協議会は双方の大学における重要な事項を協議するために設置し、年1回程度の開催とする。

- ① 共同専攻の将来構想、改組等に関する事項
- ② 共同教育課程（共同専攻の教育課程をいう。以下同じ。）の運営に関する重要事項
- ③ その他共同専攻の運営に関する重要事項

13. 2 共同教育課程運営委員会

運営委員会は、必要に応じて月1回程度の頻度で開催することとするが、構成大学間において、電子会議システムを活用する等の工夫を行い、当該教員の負担増とならないよう配慮する。運営委員会が取扱う主な審議事項は以下のとおりとする。

- ① 授業科目及びこれに係る教員の配置などカリキュラムの編成及び実施に関する基本的事項
- ② 研究指導教員の選定に関する事項
- ③ 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ④ 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ⑤ 成績評価の方針に関する事項
- ⑥ 学位論文審査方法等に関する事項
- ⑦ 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ⑧ 共同専攻に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ⑨ 予算に関する事項
- ⑩ 広報に関する事項
- ⑪ 自己点検・評価に関する事項
- ⑫ FD推進に関する事項
- ⑬ 共同教育課程の設置に関する協定の改正若しくは廃止に関する事項又は当該協定の運用に関する事項
- ⑭ 共同専攻の将来構想、改組等案の策定に関する事項
- ⑮ その他構成大学が必要と認めた事項

13. 3 事務組織

事務組織は各大学（東京農工大学：小金井地区事務部、早稲田大学：理工学術院統合・事務技術センター事務部）に置き、協議会と連携し、教育・学生生活を中心とした支援を行うため、構成大学間での調整を行い、円滑な運営に努める。

事務組織の主な業務は、以下のとおりとする。

- ① カリキュラム（履修案内、時間割、シラバス等の作成を含む）に関する事項
- ② 入学者選抜に関する事項
- ③ 学籍異動に関する事項
- ④ 修学指導、履修登録、成績に関する事項
- ⑤ 学位論文審査、学位授与等に関する事項
- ⑥ 講義室の管理に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

13. 4 各構成大学における共同専攻の管理運営

前述のとおり、共同専攻は東京農工大学において先進学際科学府に設置し、早稲田大学においては、先進理工学研究科に設置する。各大学に所属する共同専攻長（あるいは副共同専攻長）は、当該学府又は研究科運営委員会に参加し、共同専攻の運営について報告する。なお、当該学府又は研究科運営委員会は共同専攻が両大学の“協議会”における意思決定により運営されていることを尊重し、報告事項の承認を基本とする。

また、いずれかの構成大学において、事情により、共同専攻における教育研究を継続することが難しくなった場合は、もう一方の構成大学が当該大学に本籍を置く学生の身分や教育研究の質を保障することとし、共同専攻の専任教員等に欠員を生じることとなった場合は、構成大学間で協力の上、教育研究の質を担保する。

14. 自己点検・評価

共同専攻では、各大学に設置されている「全学計画評価委員会」（東京農工大学）及び「大学点検・評価委員会」（早稲田大学）とも連携し、協議会の下で定期的に自己点検及び自己評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。点検・評価結果は各大学に報告するとともに公表することとする。

14. 1 実施体制

東京農工大学では、全学的な自己点検・評価について、東京農工大学学則第 12 条において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、教育内容及び教育方法の改善について組織的に取り組み、その結果を公表するものとする」こと、及び東京農工大学組織運営規則第 17 条で役員会を置くこと、第 21 条で大学経営戦略会議を置くこと、第 21 条の 2 で役員会及び大学経営戦略会議の下に全学計画評価委員会を置くことを定め、全学計画評価委員会において東京農工大学大学評価実施規程に基づき教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施している。

全学計画評価委員会には、教育・学生生活委員会、入学試験委員会、研究推進委員会、国際交流委員会、広報・社会貢献委員会、大学情報委員会、環境・安全衛生委員会、施設整備委員会、図書館商議会の 9 つの全学委員会を置き、自己点検・評価等の大学評価に対応している。

このほか、部局等において、教員の業績評価を行っており、その評価結果を全学的に審議・承認する機関として教員評価機構を設置している。

早稲田大学では、大学全体として、教育・研究を自主的に改革し、その一層の充実と発展を図るため、「大学点検・評価委員会」を 1999（平成 11）年 11 月から設置している。同委員会は、点検・評価項目および方法の設定・変更、大学全体ならびに学部・研究科における自己点検・評価の実施、自己点検・評価報告書の作成・公表、認証評価機関の選定、認証評価結果の公表等を職務としている。

14. 2 実施方法等

東京農工大学では、全学計画評価委員会において、中期目標・中期計画に関する自己点検・評価として、年度計画（アクションプラン）の策定と取組状況の確認及び進捗の公表（アクションレコード）を毎年度、実施している。

また、教育研究水準の向上に資するため、東京農工大学自己点検・評価実施細則を定め、学生の受入、学生支援、施設整備、教育課程と学修成果に関する自己点検・評価を、全学計画評

価委員会において、毎年度実施している。

認証評価については、機関別認証評価を直近では令和2年度に受審しており、全学自己点検・評価小委員会において、認証評価項目に沿った自己点検・評価を実施し、「自己評価書」として取りまとめた。また、経営系専門職大学院の認証評価を令和6年度に、分野別認証評価として獣医学教育の認証評価を令和3年度に受審しており、それぞれの部局で自己点検・評価を実施している。

このほか、毎年度、常勤教員を対象とした教員業績評価を実施している。教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の各領域の諸活動について、部局等において教員の諸活動に対する評価（教員業績評価）を実施し、部局等の評価が適切に行われているか、教員評価機構において評価結果を審議・承認している。

早稲田大学では、大学点検・評価委員会において決定した自己点検・評価項目及び方法等に基づき、自己点検・評価を2000（平成12）年10月から開始し、不断の改革を推進している。また、2004（平成16）年度からの認証評価制度の導入に伴い、2006（平成18）年度、2013（平成25）年度、2020（令和2）年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、いずれの回においても大学基準に適合している旨の認定を受けている。

2022（令和4）年度以降、教学分野においては、本学の内部質保証体制の強化・拡充を目的として、「大学点検・評価委員会」の位置づけを見直し、各学部・研究科の自己点検・評価結果について、全学的視点から点検・評価を行うとともに、点検・評価結果に基づいて、課題を抽出し、内部質保証を推進する役割を担う「教務担当教務主任会」、「学術院長会」において、課題に基づき改善に向けた検討を行うこととした。法人運営分野においては、内部質保証方針、およびPDCAサイクルの起点となる教育・研究等を支える方針を部門ごとに策定し、各部門は当該方針に基づいて自己点検・評価を行うこととした。各部門の点検・評価結果に対し、「大学点検・評価委員会」で評価、課題の抽出を行うとともに、各部門の長等を主な構成員とする「部長会」で課題に基づいた改善方策を検討し、理事等も構成員として含まれる「経営執行会議」において改善策を決定することとした。また、本学の自己点検・評価の妥当性および客観性を高めるために、学外有識者による外部評価を2025（令和7）年度から実施している。

14. 3 評価結果の活用・公表

東京農工大学では、東京農工大学大学評価実施規程に基づき、上記の方法で実施した自己点検・評価について、その報告書及び評価結果を、公式ホームページ等で公表している。

早稲田大学では、大学点検・評価について、その報告書及び評価結果を公式ホームページ等で公表している。（<https://www.waseda.jp/top/about/work/organizations/academic-affairs-division/evaluation>）

15. 情報の公表

東京農工大学、早稲田大学ともに、これまではそれぞれの大学のホームページや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の公表を行ってきた。共同専攻では、各大学の情報提供を活用するとともに、共同専攻専用のホームページを作成し、主にそのホームページを利用して共同専攻に関わる情報を配信している。共同専攻における教育研究活動全般等について、社会への説明責任を果たすため、情報の提供方法を含め「広報に関する事項」について協議会の下で協議し、広く社会へ情報提供を行っていく。

なお、両大学のこれまでの情報の公表方法については以下のとおりである。

15. 1 東京農工大学の情報の公表

東京農工大学では、社会貢献、公開講座、産官学連携、教育研究成果等をはじめとした大学情報を積極的に学内外へ配信している。

具体的な情報提供活動は、以下のとおりである。

1) ホームページによる情報提供

- ①大学ホームページを活用した、大学憲章、入試情報、各学部、大学院等の概要、教育目標等、教育課程、シラバス、学生生活、研究者情報、自己点検評価等の広範囲に渡る情報提供
- ②各学部・大学院の学府・研究科や学科、専攻のホームページによる、教育・研究等の情報提供
- ③SNS の活用等

2) 広報誌・印刷物等による情報提供

- ①大学概要、大学案内（入学者向け）、等のパンフレット
- ②入試情報の発行
- ③ニュースレターの発行等

3) その他

- ①公開講座等の実施
- ②各学科等による体験教室の開催
- ③オープンキャンパスや入試説明会の開催
- ④キャンパスツアー等

15. 2 早稲田大学の情報の提供

早稲田大学では、昭和 59 年より早稲田大学における学術活動の成果を年次報告として公開している。内容は、①教員、研究員個々の研究成果、②大学の研究助成成果、③科学研究費補助金獲得状況、④国際交流事業のうち研究者交流の状況、⑤学位授与状況等である。

これらは、平成 8 年よりインターネット上で公開しているが、現在は「研究者データベース」(<https://w-rdb.waseda.jp/>)として研究者自身が Web により研究業績（著書、発表論文等：日本語版・英語版）や研究成果を随時更新し提供している。

また、この「研究者データベース」では、本学のプロジェクト研究所（早稲田大学の専任教員が核となり、共同研究を前提とする研究課題と、目的達成に必要な研究期間とを設定し、外部資金等により運営し、評価しながら活動を行う機動的な研究組織）、各種研究成果報告、特許出願、担当科目に関する情報を統合的に検索することも可能である。

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

東京農工大学、早稲田大学とも、これまでそれぞれの大学において教員資質の向上のためにさまざまな方策を実施してきた。共同専攻では、両大学において実施しているファカルティ・ディベロップメント（FD）の活動内容とその結果を両大学間で共有し、その活動を効果的に本共同専攻の教育効果の向上に活用することを目的として、各構成大学のFDに関する取組み内容を共有管理・相互公開し、教員資質の維持向上に努めることとする。具体的には、両大学のFD活動内容を参考に、以下の事項等について推進していく。

16. 1 共同専攻における教育の質の向上のための取組み

シラバスの作成や授業アンケート調査を実施するとともに、各大学の専攻等とも連携し、すでに実施している取組み等を積極的に取り入れ、協議会の下で教育の質の向上及び改善のためのP

DCAシステムの構築に取り組む。

16. 2 各大学の研究能力の質の向上の取組み

共同専攻では、以下の各大学の取組みを利用し、研究能力の質の向上を推進していく。

- ①東京農工大学では、教員は研究組織である農学研究院、工学研究院に配置されており、農学分野と工学分野の先進的研究とその融合分野の研究を推進している。その研究力向上のために、最先端の研究設備等のインフラを整備し、国際的拠点として研究発信する環境を整えている。また、研究成果の産業応用の推進においては、学内に設置した先端産学連携研究推進センターとの連携により、教員個々の研究成果が大学の知的財産として産業応用されるシステムを運営している。さらに、グローバルイノベーション研究院を設置し、海外の国際研究拠点や連携大学との共同研究の推進が図れる環境を整備している。これらの取組により、研究に基軸を置く大学院大学として、所属教員の研究レベルは国際的に高く評価されている。
- ②早稲田大学では、研究推進部を中心とした研究支援体制を築いている。最先端の研究を推進し世界トップレベルへと飛躍させるために、研究体制の強化及び制度の構築に努めている。また、新たな学術分野の創出、国内外の大学院との連携、国際共同研究の推進、若手研究者の養成、企業及び他研究機関との連携を通じて、早稲田大学の研究水準の高さと研究体制の充実ぶりは国内外から高い評価を受けている。世界の大学や研究機関と幅広いネットワークを築きながらその研究成果を常に、広く社会に還元することで、次代をリードする人材の育成と最先端の学術研究を行っている。

設置の趣旨等を記載した書類「資料」

資料 1	学生確保の見通しとアンケート調査・・・・・・・・・・	2
資料 2	養成する人材像及び 3 ポリシー相関図・・・・・・・・・・	1 8
資料 3	共同先進健康科学専攻における履修モデル・・・・・・・・	2 4
資料 4	定年に関する学内規程・・・・・・・・・・	2 5
資料 5	時間割表案（令和 9 年～11 年度）・・・・・・・・・・	5 2
資料 6	修了までのスケジュール表・・・・・・・・・・	5 8
資料 7	研究倫理審査に関する規程・・・・・・・・・・	5 9

学生確保に関するアンケート調査

表：アンケート対象者

所属	専攻・学科	学年	回答者数
先進学際科学府	先進学際科学専攻	1	104
工学府	生命工学専攻	1, 2	9 (うち1年の学生は6名)
農学府	農学専攻	1, 2	7 (うち1年の学生は3名)
工学部	生命工学科	4	4
農学部	生物生産学科 応用生物科学科	4	5

共同専攻は、後期3年の課程のみの博士課程であり、東京農工大学における入学定員は6名と設定する。入学定員の設定に当たり、大学院生・学部4年生を対象とした大学院博士後期課程（博士課程）への進学希望調査を実施した（表のとおり、令和7年9月24日現在で回答があった学生は129名。そのうち修士（博士前期課程）1年の学生は113名）。

その結果、図1のとおり「博士後期課程に進学したい」学生は全体の約23%（30名）であり、共同専攻開設年度（R9年度）に入学が想定される修士（博士前期課程）1年の学生に限っても全体の約21%（24名）であった。

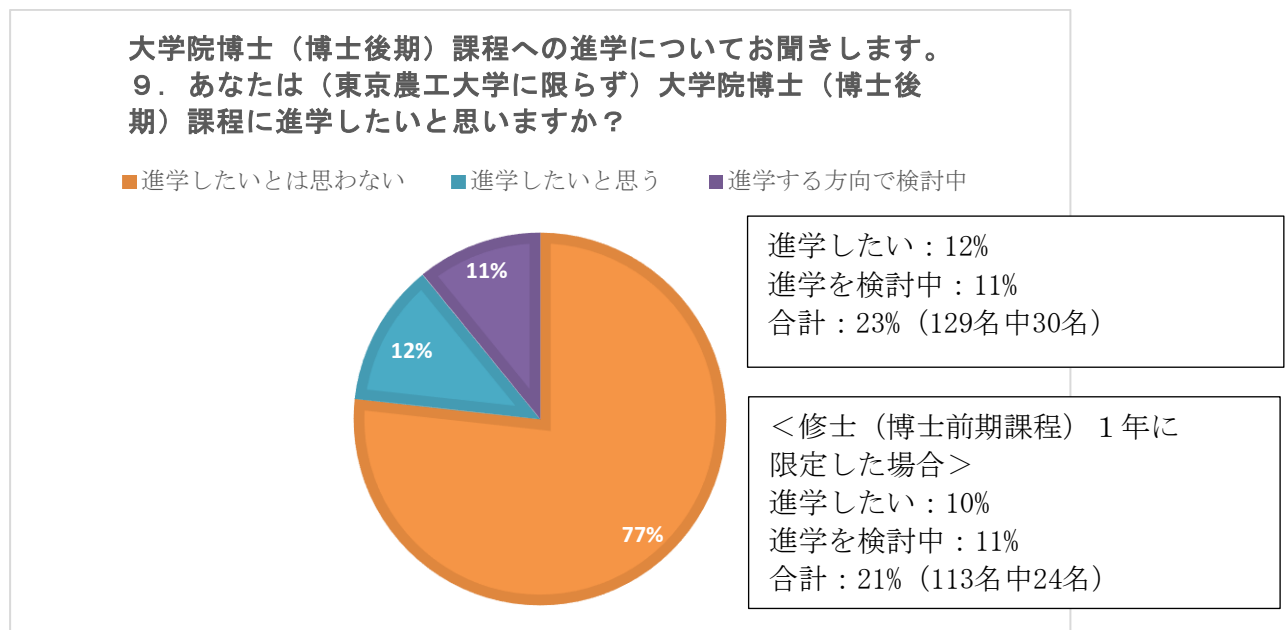


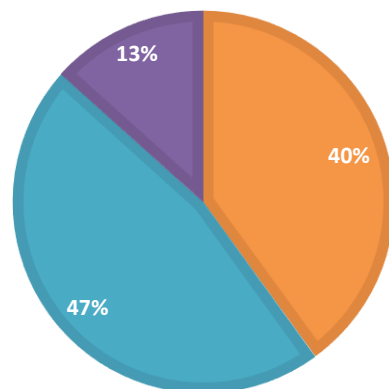
図1 博士後期課程への進学希望

また、図2のとおり、30名の進学希望者のうち、「共同先進健康科学専攻に関心がある」、「ある程度関心がある」学生は約87%（26名）であった。修士（博士前期課程）1年の学生に限ると約83%（20名）であった。

10. 先進学際科学府（博士後期課程）の構想について伺います。

考えを聞かせてください。〔共同先進健康科学専攻について〕

■ ある程度関心がある ■ 関心がある ■ 関心がない



関心がある：47%
ある程度ある：40%
合計：87%（30名中26名）

＜修士（博士前期課程）1年に限定した場合＞
関心がある：37%
ある程度ある：46%
合計：83%（24名中20名）

図2 共同先進健康科学専攻への関心について

人材需要に関するアンケート調査等

東京農工大学においては、学府の新設となることから、共同専攻が養成する人材のニーズについて確認するため、企業を対象にアンケート調査を令和7年7月～9月に実施した（令和7年9月24日現在で、回答があったのは電気、化学、食品、建設、コンサルティング等様々な業種の86社）。なお、早稲田大学においては、研究科の新設ではなく、あくまで既設専攻を引き継ぐものであることから、アンケートは実施しなかった。

現在、東京農工大学では現代の新たな社会課題に対して、計測科学、計算科学、データ科学を三位一体として連携・融合し、AI・数理・データサイエンス手法を活用して、新しい知の創造へと導くことのできるグローバル高度職業人材を育成するため、大学院生物システム応用科学府を発展的に再編し、「大学院先進学際科学府」（以下「新学府」）先進学際科学専攻を設置する計画を進めています。

令和7（2025）年4月に修士（博士前期）課程が開始されており、令和9（2027）年4月に博士（博士後期）課程を開設予定です。

その結果、図3のとおり、「共同先進健康科学専攻を修了した学生を希望する」、及び「どちらも（先進学際科学専攻及び共同先進健康科学専攻）希望する」を合わせた回答数は全体の約61%（52社）にあたる。

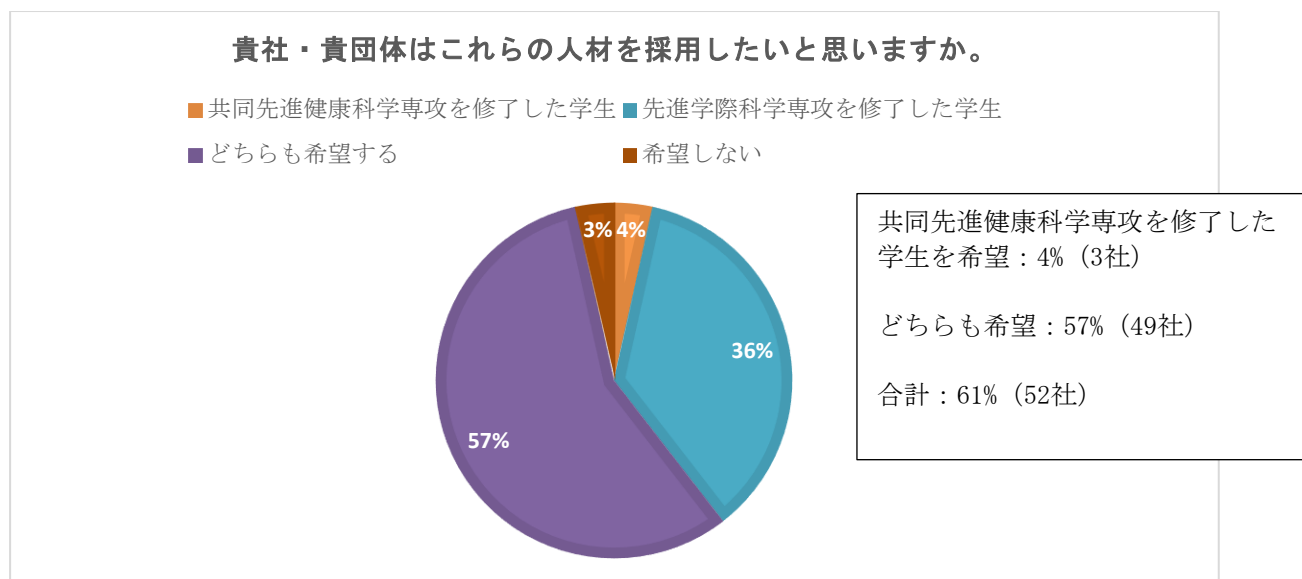


図3 共同先進健康科学専攻・先進学際科学専攻修了生の採用について

また、図4のとおり、「バイオテクノロジー・創薬・医科学等に関する高度専門的スキル、リーダーとしての能力」の必要性を尋ねた設問に、「期待する」と回答した企業は全体の約38%（32社）、また「健康科学・分子生物学・遺伝子工学等を統合的に解析し理論構築を行う能力」が必要であるかを尋ねた設問に、「必要である」と回答した企業は約34%（29社）である。そのほか、国際的なコミュニケーション力や実践的なプレゼンテーション能力に関する質問ではいずれも6割以上の企業が「期待する」と回答しており、これは共同専攻の養成する人材像と一致している。このことから、専攻の教育内容、養成する人材像等についての産業界からの期待を十分に確認することができた。

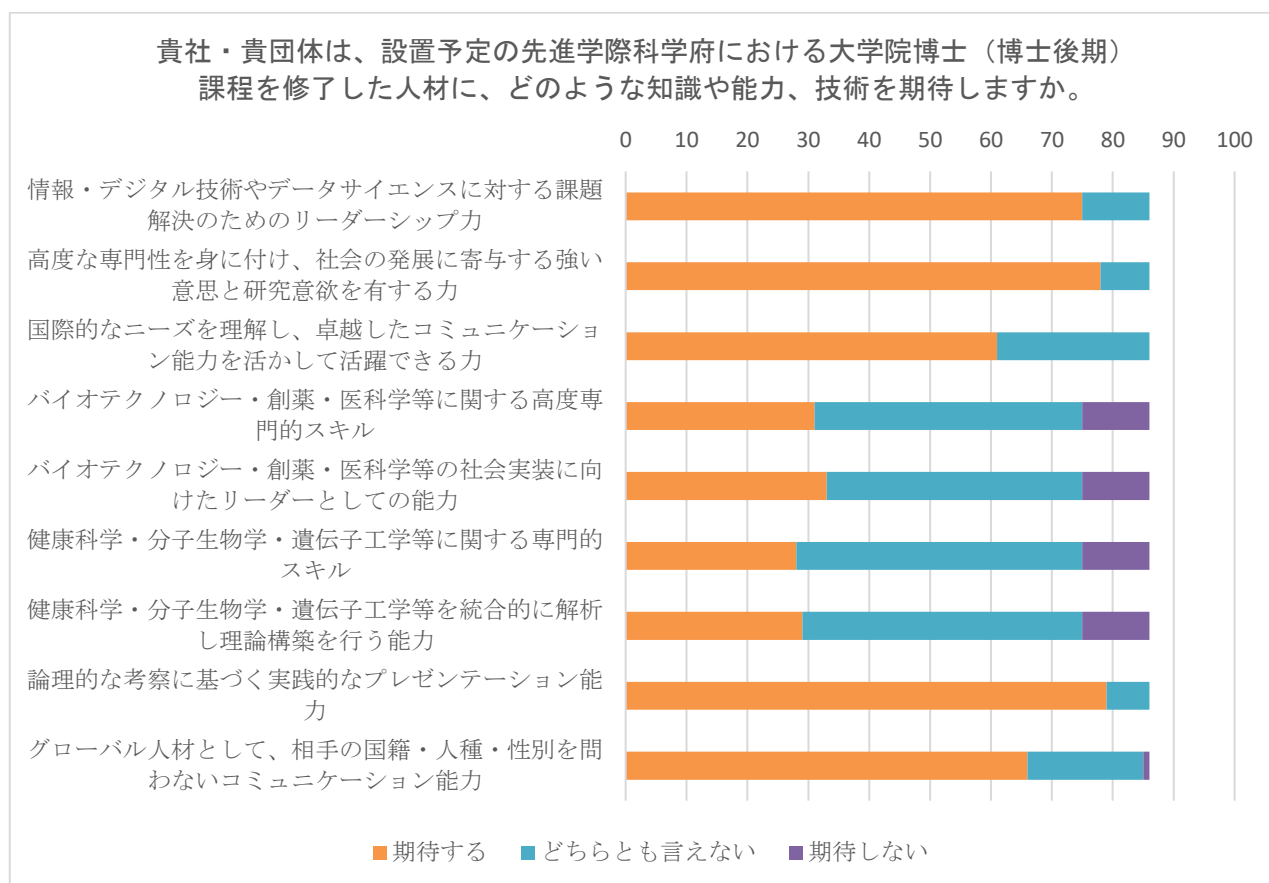


図4 博士後期課程を修了した人材への期待について

新学府設置の計画にかかるアンケート調査票様式（在学生向け）

＜共同先進健康科学専攻＞

12 セクション中 1 個目のセクション

共同先進健康科学専攻_新学府設置の計画にか
かるアンケート調査のお願い（在学生向
け）

選択の内容により先のページに移行します。調査の質問は5問程度です。

このフォームでは、すべての回答者からのメールが自動的に収集されます。 [設定を変更](#)

あなたの所属学部等を教えてください。^{*}

1. 学部・学府名

1つだけマークしてください。

☐ 農学部

☐ 工学部

☐ 農学府

☐ 工学府

☐ 先進学際科学府

☐ 生物システム応用科学府

農学府学生にお聞きます。



説明（省略可）

2. コース名^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 生物生産科学コース
- ☐ 応用生命科学コース
- ☐ 自然環境資源コース
- ☐ 食農情報工学コース
- ☐ 地球社会学コース
- ☐ 国際イノベーション農学コース

3. 学年^{*}

- ☐ 1年
- ☐ 2年

工学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

4. 専攻名^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 生命工学専攻
- ☐ 生体医用システム工学専攻
- ☐ 応用化学専攻
- ☐ 化学物理工学専攻
- ☐ 機械システム工学専攻
- ☐ 知能情報システム工学専攻
- ☐ 産業技術専攻

5. 学年^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 1年
- ☐ 2年

12 セクション中 4 個目のセクション

先進学際科学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

6. コース名^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 予測情報学コース
- ☐ 資源・エネルギー科学コース
- ☐ 健康・福祉科学コース
- ☐ 食料・環境科学コース

12 セクション中 5 個目のセクション

生物システム応用科学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

7. 専攻名^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 生物機能システム科学専攻
- ☐ 食料エネルギーシステム科学専攻

12 セクション中 6 個目のセクション

農学部学生にお聞きします。



説明（省略可）

8. 学科名 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 生物生産学科
- ☐ 応用生物科学科
- ☐ 環境資源科学科
- ☐ 地域生態システム学科
- ☐ 共同獣医学科

12 セクション中 7 個目のセクション

工学部学生にお聞きします。



説明（省略可）

9. 学科名 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 生命工学科
- ☐ 生体医用システム工学科
- ☐ 応用化学科
- ☐ 化学物理工学科
- ☐ 機械システム工学科
- ☐ 知能情報システム工学科

セクション タイトル（省略可）



8. あなたは現代社会において計測／計算／データ科学を三位一体として活用し、新しい知識やイノベーションを生み出しながら社会的な課題を解決するための能力を身に付ける必要があると思いますか？

1 つだけマークしてください。

*

- ☐ 大いにあると思う
- ☐ 多少はあると思う
- ☐ あまりないと思う
- ☐ 全くないと思う
- ☐ 分からない

大学院博士（博士後期）課程への進学についてお聞きます。

*

9. あなたは（東京農工大学に限らず）大学院博士（博士後期）課程に進学したいと思いますか？

1 つだけマークしてください。

- ☐ 進学したいと思う
- ☐ 進学する方向で検討中
- ☐ 進学したいとは思わない

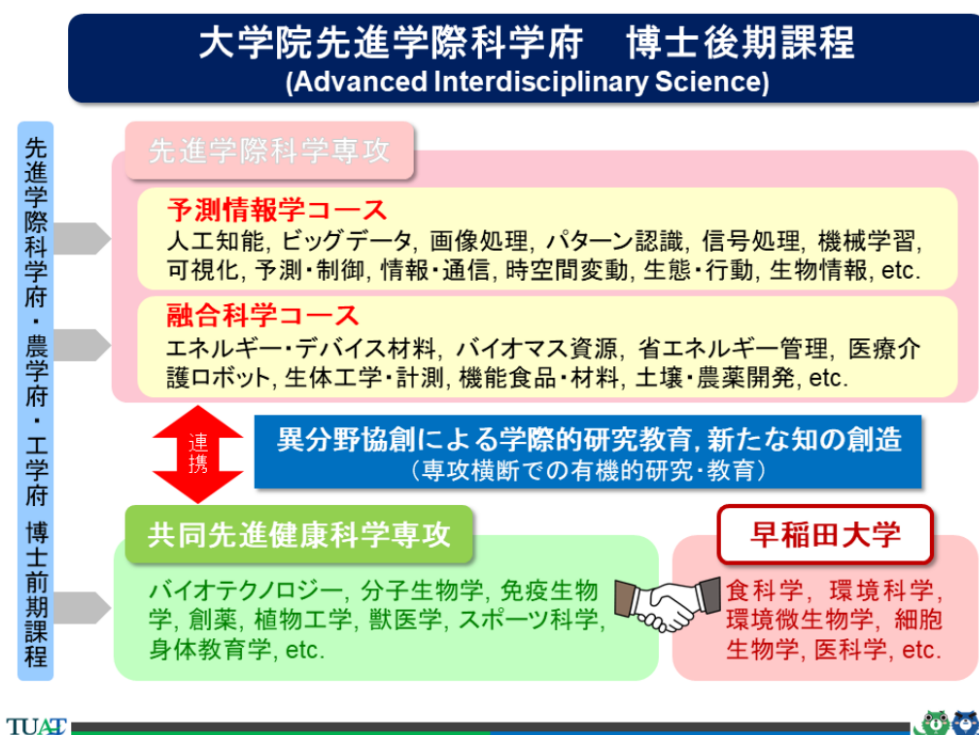
先進学際科学府（博士後期課程）についてお聞きます。



< 教育研究について >

農学・工学の理論及び応用を深く学び、高度なデジタル関連知識と技術を身に付ける「先進学際科学専攻」と、農学・工学・理学を基軸とした領域融合型教育研究を学び、医・食・環境に関わる先端研究を推進する能力や、機器・新薬・分析法等の開発に関わるプロセスを統括する能力を身に付ける「共同先進健康科学専攻」の2つの専攻を設置する予定です。

< 新学府先進学際科学専攻（博士課程）イメージ図 >



10. 先進学際科学府（博士後期課程）の構想について伺います。^{*}

考えを聞かせてください。

項目ごとに選択してください。

	関心がある	ある程度関心がある	関心がない
先進学際科学専攻につ…	☐	☐	☐
共同先進健康科学専攻…	☐	☐	☐

11. 先進学際科学府（博士後期課程）に進学したいと思いますか？^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 進学したいと思う
- ☐ 進学先の候補として検討したい
- ☐ 進学したいとは思わない

12 セクション中 10 個目のセクション

前の質問で「進学したい」、「進学先の候補として検討したい」のいずれかを回答された方にお聞きします。



説明（省略可）

12. 先進学際科学府の、どちらの専攻に進学したい、あるいは興味がありますか？^{*}

1つだけマークしてください。

- ☐ 先進学際科学専攻
- ☐ 共同先進健康科学専攻

前の質問で「進学したいとは思わない」と回答された方にお聞きます。



説明（省略可）

13. そのように考える理由は何ですか？^{*}

1つだけマークしてください。

☐ 本学の他学府への進学を希望しているから

☐ 他大学への進学を希望しているから

☐ 就職を第一希望としているから

☐ その他: _____

新学府設置の計画にかかるアンケート調査票様式（企業等向け）

＜先進学際科学専攻・共同先進健康科学専攻で共通の設問＞

〔新学府設置の計画にかかるアンケート調査のお願い（企業等の皆様向け）〕

* 必須の質問です

大学院先進学際科学府 博士後期課程イメージ

大学院先進学際科学府 博士後期課程 (Advanced Interdisciplinary Science)

先進学際科学府・農学府・工学府
博士前期課程

先進学際科学専攻

予測情報学コース

人工知能, ビッグデータ, 画像処理, パターン認識, 信号処理, 機械学習, 可視化, 予測・制御, 情報・通信, 時空間変動, 生態・行動, 生物情報, etc.

融合科学コース

エネルギー・デバイス材料, バイオマス資源, 省エネルギー管理, 医療介護ロボット, 生体工学・計測, 機能食品・材料, 土壌・農業開発, etc.



異分野協創による学際的研究教育, 新たな知の創造
(専攻横断での有機的研究・教育)

共同先進健康科学専攻

バイオテクノロジー, 分子生物学, 免疫生物学, 創薬, 植物工学, 獣医学, スポーツ科学, 身体教育学, etc.

早稲田大学

食科学, 環境科学, 環境微生物学, 細胞生物学, 医科学, etc.

TUAT



＜設問１＞

貴社・貴団体は、異なる学問領域や学術分野を横断して協働し、計測／計算／データ科学を三位一体として、新しい知識やイノベーションを生み出しながら社会の諸問題を解決する高度職業人材が必要だと思われますか。

●いずれかを選択してください。

- ☐ 必要だと思う
- ☐ 必要とは思わない
- ☐ 分からない

〈設問2〉

★

先進学際科学府博士後期課程では、農学・工学の理論及び応用を深く学び、高度なデジタル関連知識と技術を身に付ける「先進学際科学専攻」と、農学・工学・理学を基軸とした領域融合型教育研究を学び、医・食・環境に関わる先端研究を推進する能力や、機器・新薬・分析法等の開発に関わるプロセスを統括する能力を身に付ける「共同先進健康科学専攻」の2つの専攻を設置する予定です。

貴社・貴団体はこれらの人材を採用したいと思いますか。

●いずれかを選択してください。

- ☐ 「先進学際科学専攻」を修了した高度情報専門人材を採用したい
- ☐ 「共同先進健康科学専攻」を修了した高度専門人材を採用したい
- ☐ どちらの人材も採用を希望する
- ☐ どちらの人材も採用を希望しない

〈設問3〉

★

貴社・貴団体は、設置予定の先進学際科学府における大学院博士（博士後期）課程を修了した人材に、どのような知識や能力、技術を期待しますか。

●項目ごとに選択してください。

	期待する	どちらとも言えない	期待しない
情報・デジタル技術 やデータサイエンス に対する課題解決の ためのリーダーシッ プ力	☐	☐	☐
高度な専門性を身に 付け、社会の発展に 寄与する強い意思と 研究意欲を有する力	☐	☐	☐
国際的なニーズを理 解し、卓越したコミ ュニケーション能力 を活かして活躍でき る力	☐	☐	☐
バイオテクノロジー ・創薬・医科学等 に関する高度専門的 スキル	☐	☐	☐
バイオテクノロジー ・創薬・医科学等 の社会実装に向けた リーダーとしての能 力	☐	☐	☐
健康科学・分子生物 学・遺伝子工学等に 関する専門的スキル	☐	☐	☐
健康科学・分子生物 学・遺伝子工学等を 統合的に解析し理論 構築を行う能力	☐	☐	☐
論理的な考察に基づ く実践的なプレゼン テーション能力	☐	☐	☐
グローバル人材とし て、相手の国籍・人 種・性別を問わない コミュニケーション 能力	☐	☐	☐

〈設問 4〉

★

貴社・貴団体の名称について、教えてください。

回答を入力

〈設問 5〉

★

貴社・貴団体の本社（本部）所在地について、教えてください。

選択

〈設問 6〉

★

貴社・貴団体の業種について、もっともあてはまるものを1つ選択してください。

選択

〈設問 7〉

★

アンケートにお答えいただいている方について教えてください。

- ☐ 採用の決裁権があり、選考に関わっている
- ☐ 採用の決裁権は無いが、選考に関わっている
- ☐ 採用には関わっていない

共同先進健康科学専攻博士後期課程 養成する人材像

農学府

先進学際科学府

工学府

早稲田大

他大学

社会人

農工大・早稲田大 共同先進健康科学専攻

【養成する人材像】

健康科学分野を基盤とし、分子生物学、遺伝子工学、IT、メカニクス、ナノテクノロジーなどの最先端分野を統合的に解析し、新たな理論を構築し、健康の保持増進を図るためのファクターを科学的に究明できる人材

国民の健康の保持増進を目的とした“健康科学”をより多面的に捉え、食品科学、環境科学を含む、社会や時代の要請に即応できる人材

多様な課題に解決能力と探究能力を発揮しうる人材の育成を主眼とし、豊かな教養と広い国際感覚及び高い倫理観を有する人材

研究リーダー輩出のみならず、健康ビジネス、食ビジネス、環境ビジネスにおいて、リーダーとして研究力・開発力・企画力・提案力を発揮する人材

【関連するDP】

A)
B)

C)
D)

B)
C)

A)
D)

【出口イメージ】

国内外の製造業、自治体等の公的機関での専門家、研究者、技術職員、大学や研究機関等の教員・研究員など

国内外の創薬の開発や審査に携わる研究者、医薬品企業、食品企業、化粧品関連企業、ヘルスケア製品企業等の研究・開発リーダー、バイオやライフサイエンス産業での企画・開発リーダー、バイオベンチャー企業など

新ビジネス起業者、スポーツ・健康産業、科学技術政策担当者、科学ジャーナリスト、など

ディプロマ・ポリシー(DP)の概要

世界最高レベルの教育研究の実践により世界基準に準拠した教育環境において実践的研究の推進に加えてリスク管理と国際コミュニケーション力を駆使し、人類の願いである“健康”に寄与するために先進的な科学技術によって貢献する人材の育成を目的としている。

身につけるべき能力

- A) 先進健康科学の基盤となる、農学、工学、健康科学に関して多面的で基礎的な知識や実験・計測技術を早稲田大学との共同大学院カリキュラムの履修により幅広く身につけ、バイオテクノロジー、食品、創薬、スポーツ科学、獣医学、医科学に関する最先端の専門知識や実験・計測技術を身に付けていること。
- B) 農学、工学、健康科学の総合的な理解と、相互に関連する問題の関係性を明確に捉える独創性と国際的な視野かつ各専門分野や融合分野において課題を見出し、実践する実行能力を身に付けていること。
- C) 健康科学分野における産業構造や関連企業の社会的責任や知的財産権管理などの知識を理解し、研究者や技術者の社会的使命を心得て、社会実装にむけた研究開発リーダーとなりうる素養を身に付けていること。
- D) 実験データの整理法、研究成果発表のための資料作成方法を習得し、実践的なプレゼンテーション能力や論理性に基づいた的確な質疑応答の能力を身につけること。また、英語によるプレゼンテーション力、ディスカッション能力、及びコミュニケーション能力を養い、独創的な研究課題の積極的なファシリテーション能力を身に付けていること。



カリキュラム・ポリシー(CP)の概要

先進健康科学に関連する農学、工学、健康科学およびそれらを結び付ける様々なシステムに関する実践英語教育科目、専門科目、演習科目などを早大との共同カリキュラムにより横断的に学ばせ、多面的な基礎知識と多様な最先端の実験・計測技術を習得させるカリキュラムとする。

ディプロマ・ポリシーDPで定める能力を身に付けた研究リーダーを育成するために成績評価は、講義科目では試験、レポート等で、演習ではレポート、口頭試験等で評価する。授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。合格した者には所定の単位を付与する。また、学位論文については、農工大及び早大の教員により構成される学位審査委員会による論文審査および最終試験を厳格に行う。

- 実践英語教育科目：DPの観点D)に関連
- 専門科目(生命科学、環境科学、食科学)：DPの観点A,B)に関連
専門科目(総合科目)：DPの観点A,B) および観点D)に関連
- 演習科目：DPの観点A,B,C,D)に関連
- 研究倫理系科目：DPの観点C)に関連



共同先進健康科学専攻 カリキュラム・マップ①

科目区分		授業科目の名称	単位数	DPの観点			
				A	B	C	D
実践英語教育科目		Doctoral Student Technical Writing	1				○
		Doctoral Student Presentation Skills	1				○
専門科目	生命科学	生命科学特論Ⅱ	2	○	○		
		生命科学特論Ⅲ	2	○	○		
		生命科学特論Ⅳ	2	○	○		
		生命科学特論Ⅴ	2	○	○		
	環境科学	環境科学特論Ⅰ	2	○	○		
		環境科学特論Ⅱ	2	○	○		
		環境科学特論Ⅲ	2	○	○		
		環境科学特論Ⅴ	2	○	○		
	食科学	食科学特論Ⅰ	2	○	○		
		食科学特論Ⅱ	2	○	○		
		食科学特論Ⅳ	2	○	○		
	総合科目	感染症総和管理学	2	○	○		
		先進健康科学特論	2	○	○		○
演習科目	演習科目	先進健康科学計画研究及び実践プレゼンテーション特論Ⅰ	8	○	○		○
		先進健康科学セミナーⅠ	4	○	○	○	
		先進健康科学セミナーⅡ	4	○	○	○	
		先進健康科学セミナーⅢ	4	○	○	○	
		実践プレゼンテーション特論Ⅱ	4			○	○
		実地研修研究特論	4		○	○	
	研究倫理系科目	研究倫理概論A	1			○	
		研究倫理概論B	1			○	
		Ethics and Research	1			○	
		サイエンスコミュニケーションと研究倫理	2			○	
研究倫理系科目		研究倫理	1			○	

共同先進健康科学専攻 カリキュラム・マップ②

養成する人材像

健康科学分野を基盤とした最先端分野を統合的に解析し、新たな理論を構築し、健康の保持増進を図るためのファクターを科学的に究明できる人材

国民の健康の保持増進を目的とした“健康科学”をより多面的に捉え、食品科学、環境科学を含む、社会や時代の要請に即応できる人材

多様な課題に解決能力と探究能力を発揮しうる人材の育成を主眼とし、豊かな教養と広い国際感覚及び高い倫理観を有する人材

研究リーダー輩出のみならず、健康ビジネス、食ビジネス、環境ビジネスにおいて、リーダーとして研究力・開発力・企画力・提案力を発揮する人材

ディプロマ・ポリシー

A) 農学、工学、健康科学の多面的で基礎的な知識や実験・計測技術を幅広く身につけ、バイオテクノロジー、食品、創薬、スポーツ科学、獣医学、医科学に関する最先端の専門知識や実験・計測技術を身に付けている

B) 農学、工学、健康科学の総合的な理解と、相互に関連する問題の関係性を明確に捉える独創性と国際的な視野かつ各専門・融合分野の課題を見出し、実践する実行能力を身に付けている

C) 産業構造や関連企業の社会的責任や知的財産権管理などの知識を理解し、研究者や技術者の社会的使命を心得て、社会実装にむけた研究開発リーダーとなりうる素養を身に付けている

D) 実験データの整理法、発表資料作成方法、実践プレゼンテーション能力や論理性に基づいた的確な質疑応答能力を習得し、英語によるコミュニケーション能力を養い、研究課題のファシリテーション能力を身に付けている

カリキュラム・ポリシー

・生命科学特論Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ
・環境科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
・食科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ
・感染症総合管理学

・先進健康科学計画研究及び実践プレゼンテーション特論Ⅰ
・先進健康科学特論（中間発表）

・先進健康科学セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ

・実地研修研究特論

・研究倫理系科目

・実践プレゼンテーション特論Ⅱ

・実践英語教育科目

アドミッション・ポリシー

専門分野における修士レベルの学力を有し、関連する知識や技術を習得しており、複数の学問分野の視点や方法論に基づき専門的知識や技術の習得に対して意欲がある者

早稲田大学との横断的な学びに積極的に多面的な基礎知識と多様な最先端の実験・計測技術の習得に意欲がある者

健康科学分野の学際領域の相互関連性と専門領域の知識や技術を支える基軸について学び、各専門領域とそれらの学際領域あるいは融合領域における課題を発見する能力を習得することに意欲がある者

実践英語教育による国際的な英語技術修練に取り組み、実践的なプレゼンテーションを通じた課題解決力や、解決策を立案し実践する能力を習得することに意欲がある者

共同先進健康科学専攻アドミッション・ポリシー

本専攻の養成する人材像及び教育課程での学修において求められる資質、素養、能力等は、以下のとおりである。

- 専門分野における修士レベルの学力を有し、関連する知識や技術を習得しており、複数の学問分野の視点や方法論に基づき専門的知識や技術の習得に対して意欲がある者
- 先進健康科学に関して興味を持ち、早稲田大学との横断的な学びに積極的で、多面的な基礎知識と多様な最先端の実験・計測技術を習得することに意欲がある者
- 健康科学分野に広く構成される学際領域の相互関連性と専門領域の知識や技術を支える基軸について学び、各専門領域とそれらの学際領域あるいは融合領域における課題を発見する能力を習得することに意欲がある者
- 実践英語教育によるプロフェッショナルコミュニケーション、テクニカルプレゼンテーションによる国際的な英語技術修練に取り組み、実践的なプレゼンテーションを通した課題解決力や、解決策を立案し実践する能力を習得することに意欲がある者

本専攻の入学定員は農工大6名、早稲田大4名とし、本学の農学府および工学府、早稲田大学の大学院博士前期課程を修了した者に加え、他大学の大学院修了者等を対象とした一般入試や外国人留学生を対象とした選抜を実施し、外国人留学生等も広く受け入れる。入学時期は4月及び10月とする。



共同先進健康科学専攻 履修モデル

1年1・2学期

◎研究倫理系科目 1単位

◎先進健康科学計画研究及び実践プレゼンテーション特論Ⅰ 8単位 ※博士論文研究

1年3・4学期

環境科学特論Ⅰ 2単位

2年1・2学期

Doctoral Student Technical Writing 1単位

2年3・4学期

先進健康科学特論(中間発表) 2単位

2年(通年)

◎先進健康科学セミナーⅠ 4単位 ※博士論文研究

3年(通年)

※博士論文の作成・学位論文予備審査など

実践英語教育科目(1単位以上)

専門科目(4単位以上)

演習科目(必修2科目を含む12単位以上)

研究倫理系科目(選択必修1単位以上)

◎: 必修科目, 無印: 選択科目

計: 18 単位

出口イメージ:

国内外の学術機関での研究に従事する研究者、創薬の開発や審査に携わる研究者、医薬品企業、食品企業、化粧品関連企業、ヘルスケア製品企業等の研究・開発リーダー、バイオベンチャー企業などの新ビジネス起業者、スポーツ・健康産業、科学技術政策担当者、科学ジャーナリスト

0



○国立大学法人東京農工大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 3 号)

改正	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 3 号	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 6 号	平成 17 年 5 月 1 日	17 経教規則第 8 号
	平成 18 年 4 月 1 日	18 経教規則第 1 号	平成 19 年 1 月 15 日	18 経教規則第 7 号	平成 19 年 4 月 1 日	19 経教規則第 2 号
	平成 19 年 11 月 5 日	19 経教規則第 9 号	平成 20 年 4 月 1 日	20 経教規則第 3 号	平成 20 年 6 月 23 日	20 経教規則第 7 号
	平成 20 年 7 月 7 日	20 経教規則第 11 号	平成 20 年 8 月 1 日	20 経教規則第 15 号	平成 21 年 4 月 1 日	20 経教規則第 7 号
	平成 21 年 7 月 27 日	21 経教規則第 20 号	平成 22 年 4 月 1 日	22 経教規則第 3 号	平成 22 年 8 月 1 日	22 経教規則第 7 号
	平成 23 年 4 月 1 日	23 経教規則第 10 号	平成 24 年 11 月 7 日	24 経教規則第 6 号	平成 25 年 4 月 1 日	25 経教規則第 5 号
	平成 25 年 11 月 1 日	経教規則第 11 号	平成 26 年 5 月 12 日	規程第 29 号	平成 26 年 11 月 1 日	規則第 10 号
	平成 27 年 4 月 1 日	規則第 4 号	平成 27 年 10 月 1 日	規則第 6 号	平成 28 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 29 年 3 月 3 日	規則第 10 号	平成 30 年 7 月 2 日	規則第 6 号	平成 31 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	令和元年 6 月 24 日	規則第 3 号	令和 2 年 3 月 23 日	規則第 5 号	令和 2 年 9 月 1 日	規則第 5 号
	令和 3 年 10 月 1 日	規則第 5 号	令和 5 年 4 月 1 日	規則第 2 号	令和 5 年 7 月 31 日	規則第 5 号
	令和 6 年 1 月 29 日	規則第 11 号	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 1 号	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 4 号
	令和 8 年 4 月 1 日	規則第 2 号	令和 8 年 4 月 1 日	規則第 5 号		

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 人事

第 1 節 採用(第 5 条—第 10 条)

第 2 節 評価(第 11 条)

第 3 節 昇任(第 12 条)

第 4 節 異動(第 13 条・第 13 条の 2)

第 5 節 休職及び復職(第 14 条—第 16 条)

第 6 節 退職(第 17 条—第 20 条)

第 7 節 解雇、降任(第 21 条—第 25 条)

第 8 節 退職時の責務(第 26 条・第 27 条)

第 3 章 給与(第 28 条)

第 4 章 服務(第 29 条—第 36 条の 2)

第 5 章 労働時間及び休暇等(第 37 条—第 39 条)

- 第6章 研修(第40条)
- 第7章 表彰(第41条)
- 第8章 懲戒等(第42条―第46条)
- 第9章 安全及び衛生(第47条―第51条)
- 第10章 出張(第52条・第53条)
- 第11章 母性の保護(第54条)
- 第12章 障害者の雇用と保護(第55条)
- 第13章 災害補償(第56条・第57条)
- 第14章 退職手当(第58条)
- 第15章 福利厚生(第59条・第60条)
- 第16章 知的所有権(第61条)
- 第17章 苦情処理(第62条)
- 第18章 規則の作成及び改廃の手續(第63条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の職員が、学則第1条に定める本学の使命と責務を自覚して職務を遂行するために必要な、職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及びその他の法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

(規則の遵守)

第3条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(職員の定義及び適用範囲)

第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用し、職員区分ごとの職名は、別表のとおりとする。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- (1) 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。
- (2) 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。

- (3) 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。
- 2 常時勤務を要しない職員の就業については、別に定める。
- 3 特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、別に定める。
- 4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の労働契約を締結することができる。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

- 第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。
- 2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。
- 3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人研究員の雇用に関する規程、国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程に定めるところによる。
- 4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。
- 5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。

(赴任)

- 第6条 職員が採用された場合、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(職員の配置)

- 第7条 職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して学長が行う。

(労働条件の明示)

- 第8条 職員の採用に際しては、採用を決定した職員に対し、学長は次の事項を記載した労働条件通知書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 期末・勤勉手当に関する事項
- (8) 安全及び衛生に関する事項

- (9) 研修に関する事項
- (10) 災害補償に関する事項
- (11) 表彰及び制裁に関する事項
- (12) 休職に関する事項

(採用時の提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 卒業証明書
 - (3) 資格に関する証明書
 - (4) 住民票記載事項証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 扶養親族等に関する書類
 - (7) その他本学において必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。
- 3 本学は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関係法令に基づき、職員に対し、同法第2条第5項に規定する個人番号の報告を求めることができる。

(試用期間)

- 第10条 職員として採用された日から3か月間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、その期間を設けないことができる。
- 2 採用後3か月間において実際に労働した日数が45日に満たない職員については、その日数が45日に達するまで試用期間を延長することがある。
- 3 試用期間中の職員が、勤務実績の不良なこと、心身に故障があること及びその他職員としての適格性を欠くことにより本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、学長は当該職員を解雇することができる。
- 4 試用期間14日を超えた後に解雇する場合は、第21条第3項及び第24条に規定する解雇手続きによるものとする。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評価)

第11条 学長は、職員の勤務成績について、評価を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。

2 教育職員の昇任については、教育研究評議会の議を経るものとする。

第4節 異動

(配置換・出向等)

第13条 学長は、職員に対し、業務上の必要により配置換、兼務、出向又は転籍(以下「配置換等」という)を命じることができる。ただし、転籍を命じるときは本人の個別の同意を得るものとする。

2 配置換、兼務及び出向を命じられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 職員の配置換等について必要な事項は、別に定める国立大学法人東京農工大学職員異動規程による。

4 配置換等を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

5 教育職員の配置換等については、教育研究評議会の議を経るものとする。

6 事務職員及び技術職員の60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日以後の配置換等については、別に定める。

(クロスアポイントメント制度)

第13条の2 職員は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。

2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する職員の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。

3 その他クロスアポイントメント制度について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

第5節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、学長は当該職員を休職にすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合

(5) 労働組合業務に専従する場合

(6) 大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。

- 2 教育職員に関して前項第4号、6号及び7号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 3 試用期間中の職員については、第1項の規定を適用しない。
- 4 休職の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学職員休職規程に定める。
- 5 職員を休職にするときは、事由を記載した説明書を交付する。

(休職の期間)

第15条 前条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間は、原則として始めに休職した日における在職期間に応じて別に定める期間とする。この場合において、休職の期間が限度となる期間に満たないときは、始めに休職した日から引き続き限度となる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。
- 3 前条第1項第3号から第7号までに掲げる事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内において別に定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、始めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、学長は当該職員を速やかに復職させるものとする。

- 2 休職の期間が満了したときは、当該職員は当然復職するものとする。

第6節 退職

(退職)

第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用をされている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第14条に定める休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 職員が国立大学法人等の役員になるとき。
- (7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第3条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。

(8) 国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程第3条第4項に規定するテニユア付与審査の結果、テニユアを付与しないこととなり、テニユアトラック教員としての任期が終了したとき。

(9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する教授資格審査の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき（同規程第5条第2項の場合を除く。）。

(10) 大学が退職を勧奨し、応諾したとき。

（自己都合退職）

第18条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって申し出なければならない。

2 前項の申し出があった場合、業務上特に支障のない限り、学長はこれを承認するものとする。

（早期退職募集制度による退職）

第18条の2 学長は、別に定める定年前に退職する意思を有する職員の募集制度に基づき、職員の退職を承認することができる。

（管理監督職勤務上限年齢による降任）

第18条の3 学長は、管理監督職（国立大学法人東京農工大学職員給与規程第23条第1項に規定する職）を占める事務職員及び技術職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日以後における最初の4月1日（以下「異動日」という。）に、管理監督職以外の職への降任をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。

3 第1項の管理監督職以外の職については、別に定める。

（管理監督職への任用の制限）

第18条の4 学長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員を、その者が当該管理監督を占めているものとした場合における異動日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職）

第19条 職員の定年は、満65歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

（再雇用）

第20条 前条の規定により退職した職員及び満60歳に達した日以後に退職した職員については、学長は国立大学法人東京農工大学再雇用規程に定めるところにより再雇用することができる。

第7節 解雇、降任

(解雇)

第21条 職員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合は、学長は当該職員を解雇する。

2 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合
- (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責が果たし得ないと認められた場合
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障をきたす状態にあつて、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられない場合
- (4) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- (5) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が不可能となった場合
- (6) その他前各号に準じるやむを得ない事情がある場合

3 前項の規定により職員を解雇しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(整理解雇の要件)

第22条 学長が前条第2項第4号及び第5号により職員を解雇するときは、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- (1) 人員整理を行う経営上の必要性が存在すること。
- (2) 人員整理としての解雇を回避する努力義務を履行すること。
- (3) 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること。
- (4) 被解雇者及び労働組合に対して事前に説明し、納得を得るよう誠実に協議を行うこと。

(解雇の手続等)

第22条の2 第21条第2項に規定する解雇に関して必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員の解雇及び降任に関する規程に定める。

2 学長は、職員を解雇するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(降任)

第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を降任させることができる。

- (1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良と認められた場合

- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 職員が降任を申し出た場合
- 2 前項(第4号を除く。)の規定により職員を降任させようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(降任の手續等)

第23条の2 前条第2項に規定する降任に関して必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員の解雇及び降任に関する規程に定める。

- 2 学長は、職員を降任するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(解雇制限)

第24条 第21条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に規定される産前産後休業の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第25条 第21条の規定により職員を解雇する場合は、学長は、次の者を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

- (1) 2か月以内の期間を定めて雇用した者
- (2) 試用期間中であって採用後14日以内の者
- (3) 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長の認定を受けたとき。

- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

第8節 退職時の責務

(使用物品の返還)

第26条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用した物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第 27 条 職員から労基法第 22 条に定める証明書の交付の請求があった場合は、学長はこれを交付する。

第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める。

第 4 章 服務

(職務専念義務及び誠実義務)

第 29 条 職員は、学校教育法第 83 条に定める大学の目的、本学学則第 1 条に定める本学の使命と目的及びその業務の公共性を自覚し、協力協働して職務に専念しなければならない。

2 職員は、誠実に職務を遂行し、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 学長及び役員は、職員がその能力を十分に発揮し、また協力協働して本学の教育研究及び運営に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めるものとする。

(本学の命令に従う義務)

第 30 条 職員は、本学の指示命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善をめざし、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 本学は、その指示命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 31 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の名誉若しくは信用を失墜させ、又は職員全体の名誉を毀損すること。

(2) 本学の秩序及び規律を乱すこと。

(秘密の遵守)

第 32 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、不正の事実を知り得た場合はこの限りではない。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、学長の許可を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 32 条の 2 職員は、法令及び本学が別に定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(不正の事実の報告)

第 33 条 職員は、不正の事実を本学に報告したことにより、いかなる不利益も受けない。

(ハラスメントの防止)

第 34 条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止については、国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程に定める。

(兼業)

第 35 条 職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。

- 2 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東京農工大学職員兼業規程に定めるところにより学長の許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第 36 条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程に定める。

(障害を理由とする差別解消のための措置)

第 36 条の 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項は別に定めるものとする。

第 5 章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第 37 条 職員の労働時間及び休暇等については、別に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程による。

(在宅勤務)

第 37 条の 2 職員は、通常の勤務場所を離れて、原則として当該職員の自宅において勤務（以下「在宅勤務」という。）することができる。

- 2 在宅勤務について必要な事項は、別に定める。

(育児休業、介護休業等)

第 38 条 育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業、介護休業等規程による。

(配偶者同行休業)

第 39 条 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程による。

第 6 章 研修

(研修)

第 40 条 学長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員に対して研修機会の提供に努めるものとする。

- 2 職員は、前項に規定する研修の機会が与えられた場合、又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。
- 3 教育職員は、授業計画に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 4 教育職員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第7章 表彰

(表彰)

第41条 職員が次の各号に該当する場合には、学長は当該職員を国立大学法人東京農工大学職員表彰規程に定めるところにより表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し成績が優秀で他の模範となる場合
- (2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合
- (3) その他学長が必要と認める場合

第8章 懲戒等

(懲戒)

第42条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (3) 出勤停止 勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 減給 一事案について労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度とする。
ただし一給与支払期にいくつかの事案が発生した場合には、その減給総額が、給与支払期における給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減じる。
- (5) 戒告 将来を戒める。

(懲戒の事由)

第43条 職員が次の各号の一に該当する場合には、学長は当該職員を懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤を繰り返した場合
- (2) 正当な理由なしに繰り返し遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準じる不都合な行為があった場合

(懲戒の手續等)

第44条 懲戒処分の決定は、別に定める国立大学法人東京農工大学懲戒規程に基づき、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て学長が行う。ただし、教育職員については教育研究評議会の審査を経て学長が行うものとする。

2 学長は、職員を懲戒するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(訓告等)

第 45 条 前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、学長は訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第 46 条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、学長はその損害の全部又は一部を当該職員に賠償させるものとする。

第 9 章 安全及び衛生

(学長の責務)

第 47 条 学長は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

(協力義務)

第 48 条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他の関係法令を守るとともに、本学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力し、実行しなければならない。

(健康診断)

第 49 条 職員は、本学が毎年定期的又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出した時は、この限りではない。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、学長は職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前 2 項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第 50 条 職員は、本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある等の場合には、直ちに学長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 学長は、前項の届け出があった場合には、産業医その他の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じることができる。

(安全衛生管理)

第 51 条 安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程に定めるところによる。

第 10 章 出張

(出張)

第 52 条 業務上必要がある場合は、旅行命令権者は職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに書面により報告しなければならない。

(旅費)

第 53 条 前条の出張に要する旅費に関しては、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程に定めるところによる。

第 11 章 母性の保護

(女性職員の就業制限等)

第 54 条 学長は、妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等にとって有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、学長は当該職員に午後 10 時から午前 5 時までの間における深夜労働又は所定の労働時間以外の労働をさせないものとする。

3 1 歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、学長は当該職員に休憩時間のほかに 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与えるものとする。

4 生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合には、学長は当該職員を一定期間労働させないことができる。

5 母性の保護について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程及び国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定めるところによる。

第 12 章 障害者の雇用と保護

(障害者の雇用)

第 55 条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。

第 13 章 災害補償

(業務上の災害補償)

第 56 条 学長は、職員の業務上における負傷、疾病、障害及び死亡について、労基法、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

(通勤上の災害補償)

第 57 条 学長は、職員の通勤途上における災害については、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

第 14 章 退職手当

(退職手当)

第 58 条 職員の退職手当については、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程に定めるところによる。

第 15 章 福利厚生

(宿舍の利用)

第 59 条 職員は、本学の宿舍を利用することができる。

(職員のレクリエーション)

第 60 条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、職員のレクリエーションについて計画を立て、その実施に努める。

第 16 章 知的所有権

(知的所有権)

第 61 条 知的所有権に関する必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職務発明規程に定めるところによる。

第 17 章 苦情処理

(苦情処理)

第 62 条 学長は、職員の給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。

2 職員から寄せられた苦情処理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学苦情相談規程に定める。

第 18 章 規則の作成及び改廃の手続

(作成及び改廃の手続)

第 63 条 学長は、就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。

3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 事務職員及び技術職員の令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 6 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日 17 経教規則第 8 号)

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日 18 経教規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 15 日 18 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 1 月 15 日から施行し、第 4 条第 3 項を改正する規定は、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。ただし、「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則に関する規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用するものとする。また、第 5 条第 3 項を改正する規定は、平成 18 年 11 月 15 日から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 19 経教規則第 2 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 5 日 19 経教規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 11 月 5 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日 20 経教規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 63 条第 2 項を改正する規定は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程(16 経教規則第 43 号)は、廃止する。

附 則(平成 20 年 6 月 23 日 20 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 20 年 6 月 23 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 3 項にかかる改正については、平成 20 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 7 月 7 日 20 経教規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 7 月 7 日から施行し、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日 20 経教規則第 15 号)

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日 20 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 27 日 21 経教規則第 20 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 1 日 22 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 経教規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 7 日 24 経教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 経教規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 1 日経教規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程は、廃止する。

附 則(平成 26 年 5 月 12 日規程第 29 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 26 年 11 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 17 条第 8 号の改正規定は平成 26 年 6 月 2 日から、同条第 9 号の改正規定は平成 26 年 11 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則(平成 27 年 10 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 3 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 2 日規則第 6 号)
この規則は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規則第 3 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日規則第 3 号)
この規程は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日規則第 5 号)
この規程は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 1 日規則第 5 号)
この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 10 月 1 日規則第 5 号)
この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日規則第 2 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 31 日規則第 5 号)
この規則は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 29 日規則第 11 号)
この規則は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日規則第 1 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(令和 6 年 4 月 1 日規則第 4 号)
- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則の施行日前に第 14 条第 1 項第 1 号の規定により命じられた休職の取扱いについては、なお従前の例による。

- 附 則(令和 8 年 4 月 1 日規則第 2 号)
- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則の施行日前に禁錮以上の刑に処せられた場合は、改正後の第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年4月1日規則第5号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程(平成16年11月22日16経教規程第79号)は、廃止する。

(第4条第1項関係)

職員区分		職名
教育職員		教授
		准教授
		講師
		助教
		助手
事務職員		事務局長
		部長、事務部長
		課長、調整役、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）
		室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、監査室副室長、副課長、専門員
		係長、専門職
		主任
		係員
技術職員	施設系	課長
		室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、副課長
		係長
		主任
		係員
	教室系	技術専門員
		技術専門職員
		技術員、労務作業員
	教育補助系	教務職員
	医療系	看護師

目 次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (本属)
- 第4条
- 第5条 (在職期間の計算)
- 第6条

第2章 嘱任

第1節 総則

- 第7条 (嘱任手続)
- 第8条 (専任教員の要件)
- 第9条 (常勤教員)
- 第10条 (専門職大学院における特例)

第2節 大学教員

- 第11条 (教授)
- 第12条 (特任教授)
- 第13条 (准教授)
- 第14条 (講師)
- 第15条
- 第16条 (助教)
- 第17条 (任期付教員)
- 第17条の2 (テニユアトラック教員)
- 第17条の3 (卓越教授)

第3節 高等学院教員

- 第18条 (教諭)
- 第19条 (兼担講師)
- 第20条

第3章 休職

- 第21条 (休職)
- 第22条
- 第23条 (準用)

第4章 退職および解任

- 第24条 (退職)
- 第25条 (退職願)
- 第26条
- 第27条 (定年)
- 第28条 (選択定年)
- 第28条の2 (準用)
- 第29条 (解任)
- 第30条 (解任の決議)
- 第31条

附 則

- 第32条
- 第33条

第34条

第35条

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大学教員および高等学院教員の嘱任、休職および解任について定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学教員 大学の教授、准教授、専任講師、特任教授および助教

二 高等学院教員 各高等学院の教諭および兼任講師

三 教員 大学教員および高等学院教員

四 専任教員 任期の定めのない教授、准教授および専任講師ならびに各高等学院の教諭

五 任期付教員 第17条第1項の規定により任期を定めて嘱任された教授、准教授および講師ならびに助教

六 常勤教員 専任教員、特任教授および任期付教員

七 テニュアトラック 任期を定めて嘱任する教授、准教授または講師について、任期満了までに任期の定めのない教授、准教授または講師として嘱任する審査を行い、可とされた場合は任期の定めのない資格とすることを条件に嘱任する制度

八 教授会等 学術院を本属とする者にあつては教授会（任期付教員については、早稲田大学学部規則（1949年9月15日示達）第5条の2、早稲田大学大学院規則（1976年教務達第8号）第4条の3第2項および第3項ならびに学術院に属する研究所の研究所運営委員会に関する規程（2011年規約第11—9号の11）第2条および第3条の規定により、教授会が、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会の議決をもって教授会の議決とすることとした場合にあつては、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会）、いずれの学術院にも属さない附属機関を本属とする者にあつては管理委員会、運営委員会または協議委員会、高等学院を本属とする者にあつては学科主任会、本庄高等学院を本属とする者にあつては教諭会

(本属)

第3条 学術院に属する学部、研究科または附属機関を担当する教員は、いずれかの学術院を本属とする。

2 いずれの学術院にも属さない附属機関を担当する教員は、その附属機関を本属とする。

3 高等学院教員は、高等学院または本庄高等学院を本属とする。

4 高等学院教員が学部、研究科、附属機関または他の附属学校（以下「学部等」という。）を担当することおよび学部等を担当する教員が各高等学院を担当することは、妨げない。

5 教員が同時に2以上の学部等を担当する場合（同一学術院に属する学部等を担当する場合を除く。）の本属は、その都度、関係学術院または附属機関における協議を踏まえ、大学が決定し、本属以外を兼任または兼務とする。兼務教員については、専門職学位課程にかかる兼務教員の取扱いに関する規則（2013年11月1日規約第13—45号の1）において定める。

第4条 学術院の本属教員が学校において役付きに嘱任される場合には、その学校においても本属教員とすることができる。ただし、この場合の嘱任には、教授会の承認を得なければならない。

(在職期間の計算)

第5条 専任教員の在職期間は、本大学に専任教員として嘱任されたときから起算する。ただし、助教または助手が、引き続いて専任教員になった場合には、その者の専任教員としての在職期間は、助教または助手に嘱任されたときから起算する。

2 特別研究生または職員であつた者が、本大学に勤続して、専任教員となった場合には、その者の専任教員としての在職期間には、特別研究生または職員としての在職期間の全部または一部を加算することができる。

3 前項の規定により専任教員としての在職期間に算入する期間は、教授会等の議決を経て、大学が決定する。

4 教員または助手の身分をもたないで、早稲田大学留学生規則（1950年12月15日制定、1967年4月1日廃止）による留学生として海外に派遣され、引き続いて専任教員に嘱任された者の専任教員としての在職期間は、第1項の規定にかかわらず、留学生に命ぜられたときから、これを起算する。

5 前項の教員の在職期間の計算には、第21条第2号の規定を適用し、休職期間を算定する。

6 特任教授としての在職期間は、専任教員としての在職期間とみなす。

7 任期を定めて嘱任された教授、准教授および講師のうち、大学が認めた者が、引き続いて専任教員となった場合には、その者の専任教員としての在職期間は、大学があらかじめ認めた日から起算する。

第6条 休職中の期間は、これを在職期間に算入する。ただし、海外出張または留学のために休職した期間および第21条第2号の規定によって休職の指定を受けた期間が、その期間を含む在職期間の10分の1を超えるときは、その超過した期間は在職期間に算入しない。

第2章 嘱任

第1節 総則

(嘱任手続)

第7条 教員の嘱任は、教授会等の決議により、大学がこれを行う。

2 前項の教授会等の決議のうち、常勤教員の嘱任に係るものは、議決権者（教授会においては当該学術院を本属とする任期の定めのない教授および准教授。以下この条において同じ。）の3分の2以上が出席し、その出席者の過半数をもってしなければならない。この場合において、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

(専任教員の要件)

第8条 専任教員には、定年に達するまでに10年以上専任教員として勤続可能な者を嘱任する。ただし、特別の事情がある場合は、大学は、教授会等の議決を経て特例を認めることができる。

(常勤教員)

第9条 常勤教員には、他に本務をもたない者を嘱任する。

2 常勤教員が、他に本務をもつようになった場合は、その身分は、これを非常勤講師に変更する。ただし、大学は、教授会等の議決を経て特例を認めることができる。

(専門職大学院における特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項の規定により専門職大学院の専任教員とみなされる者については、他に本務をもつ者であっても、任期の定めのある教授、准教授または講師として嘱任することができる。

第2節 大学教員

(教授)

第11条 教授には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 研究上、教授上顕著な業績を挙げ、かつ、満5年以上、大学准教授の経歴を有する者
- 二 前号と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(特任教授)

第12条 特任教授には、前条各号のいずれかに該当する者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものを嘱任する。

- 一 学識、経験、地位等に照らし、教授に準じて学生の教育指導に当たらせることが適当と認められる者
- 二 年齢その他の理由により、教授会等の構成員としての義務を負わせることが適当でないと認められる者

(准教授)

第13条 准教授には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 研究上、教授上の成績優秀にして、かつ、満2年以上、大学講師または助教の経歴を有する者
- 二 研究上の成績優秀にして、かつ、満5年以上、助手の経歴を有する者
- 三 研究上の成績優秀にして、かつ、助手と助教を合わせて満5年以上の経歴を有する者
- 四 前各号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(講師)

第14条 講師には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 研究上の成績優秀にして、かつ、満3年以上、助手の経歴を有する者
- 二 研究上の成績優秀にして、かつ、満5年以上、大学院に在学し、博士候補者の検定に合格している者または博士課程における所要の研究指導を受けた者
- 三 前各号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

第15条 削除

(助教)

第16条 助教には、博士の学位を有する者を嘱任する。

(任期付教員)

第17条 教授、准教授および講師は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき、任期を定めて嘱任することができる。

2 助教は、大学の教員等の任期に関する法律に基づき、任期を定めて嘱任する。

3 任期付教員の任期は、労働契約において明示するものとする。

4 任期付教員の任期に関して必要な事項は、別に定める。

(テニュアトラック教員)

第17条の2 前条第1項に規定する者は、テニュアトラックにより嘱任することができる。

(卓越教授)

第17条の3 第17条第1項に規定する者のうち、極めて優れた研究業績を有する世界トップクラスの研究者かつ教育者である者については、卓越教授として嘱任することができる。

2 前項の場合において、第7条の嘱任手続を開始するにあたっては、事前に大学の承認を得なければならない。

第3節 高等学院教員

(教諭)

第18条 教諭には、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による中学校教諭または高等学校教諭の担当する教科の免許状を有し、かつ、成績の優秀な者を嘱任する。

(兼任講師)

第19条 兼任講師には、学術院、附属機関または他の附属学校を本属する者を嘱任する。

第20条 削除

第3章 休職

(休職)

第21条 教員が、次の各号のいずれかに該当したときは、休職にする。

- 一 傷病のため、引き続き欠勤して在職期間の10分の1の期間、在職5年未満の者については6か月を経過したとき。この場合の休職期間は、在職期間の10分の1、在職20年未満の者については24か月とする。
- 二 特別研究期間制度に関する規程または教職員の海外派遣等に関する規程によって海外に派遣された者が、派遣期間をこえて滞在しているにもかかわらず、期間延長の願出をしない場合、もしくはその願出に対する許可を与えないことを相当と認めた場合には、大学が教授会等と協議の上、休職の指定をしたとき。
- 三 刑事事件によって起訴されたとき。この場合の休職期間は、判決の確定するまでとする。

第22条 傷病その他適当の事由によって、本人から休職の願出があったときは、6か月を超えない範囲内で、休職にすることができる。

2 前項の規定によって休職になった者が、休職期間の経過後、傷病のため引き続いて欠勤し、または一旦復職の後、3か月以内に傷病のため引き続いて欠勤した場合には、その休職期間と欠勤した期間とを通算して、前条第1号の規定を適用する。

(準用)

第23条 第7条の規定は、教員の休職について準用する。

第4章 退職および解任

(退職)

第24条 教員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退職する。

- 一 定年に達したとき。
- 二 退職を願い出て、その手続きを完了したとき。
- 三 期間を定めて雇用されている場合において、その期間が満了したとき。
- 四 死亡したとき。

(退職願)

第25条 前条第2号の規定によって教員が退職しようとするときは、箇所長を経て、遅くとも退職希望日の14日前に、退職願を大学に提出しなければならない。

第26条 教員の表彰および懲戒に関する規程（2005年7月30日規約第05—27号の3。以下「表彰懲戒規程」という。）第7条から第10条の3までおよび第13条の規定によって査問に付された教員が退職願を提出したときには、その提出日から1か月間は、退職意思の効力が発効しないものとする。

(定年)

第27条 教員の定年は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める年齢とする。ただし、大学は、当該教員が学年の中途において定年に達し、教授上支障がある場合には、その学年の終りに退職させることができる。

- 一 大学教員 満70才
- 二 高等学院教員
 - イ 教諭 満65才
 - ロ 兼任講師 満70才

(選択定年)

第28条 前条の規定にかかわらず、専任教員は、選択定年制により、定年年齢を選択することができる。

2 選択定年に関する事項については、規程をもって別に定める。

(準用)

第28条の2 第7条の規定は、教員の退職について準用する。

(解任)

第29条 大学は、教員が次の各号のいずれかに該当したときは、解任する。

- 一 教員が学校教育法第9条各号に該当するに至ったとき。
- 二 表彰懲戒規程第6条第7号に規定する懲戒解任とすることを決定したとき。
- 三 教授会等において、教員としての職責を全うすることができないものと認め、解任することを決定したとき。
- 四 表彰懲戒規程第13条第1項に規定する解任とすることを決定したとき。

2 大学は、教員が第21条第1号もしくは第2号または第22条第1項の規定による休職期間が満了したときは、解任することができる。ただし、傷病以外の特別の事情あるときは、教授会等と協議の上休職期間を延長することができる。

(解任の決議)

第30条 前条第1項第3号の規定による解任の決議のうち、常勤教員の解任に係るものは、議決権者の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。

2 前項の決議については、准教授も議決権を有する。

3 第1項の定足数の算定にあたっては、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

第31条 削除

附 則

第32条 本規則は、昭和24年10月15日から、これを施行し、同時に昭和22年7月20日施行の「教員任免規程」は、これを廃止する。

第33条 本規則の施行前に嘱任された教授、助教授、講師または教諭は、それぞれ、これを本規則第1章第2節および第2章の規定によって、嘱任されたものとみなす。

第34条 教務補助は、第7条第1項の適用については、これを非常勤講師とみなす。

第35条 本規則の施行前に嘱任された教員の在職期間は、第7条の規定に従って、これを調整する。

2 前項の規定による在職期間の調整は、特に設ける委員会の議を経て、これを行う。

附 則 (昭和27年6月17日教達第6号)

この規則は、昭和27年4月22日から、これを施行する。

附 則 (昭和27年6月17日教達第7号)

この規則は、昭和27年4月28日から、これを施行する。

附 則 (昭和31年9月1日教達第2号)

1 この規則は、昭和32年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際または施行後1年以内に旧規則による要件を具備する者については、この改正規則第11条から第13条までの規定にかかわらず、旧規定によって教授、助教授または講師に嘱任することができる。

附 則 (昭和35年3月15日教務達第20号)

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年4月23日教務達第2号)

この規則は、昭和35年4月7日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年6月18日教務達第3号）

この規則は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月19日人事達第3号）

この規則は、昭和40年10月15日から施行し、昭和40年8月1日から適用する。

附 則（昭和41年3月23日人事達第4号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年2月16日庶文達第42号）

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日庶文達第2号）

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月19日教務達第12号）

この規則は、昭和44年5月15日から施行する。ただし、施行日前に、他に本務をもたない非常勤講師が引き続いて専任教員となっている場合には、第7条第1項ただし書の改正規定にかかわらず、その者の専任教員としての在職期間は非常勤講師に嘱任されたときから起算する。

附 則（昭和45年6月19日教務達第6号）

この規則は、昭和45年6月15日から施行する。ただし、第4条および第18条の改正規定は教育学部において実技を担当する教員については、昭和45年4月1日以降に嘱任された者から適用する。

附 則（昭和45年7月20日教務達第8号）

この規則は、昭和45年7月17日から施行する。

附 則（昭和52年7月22日教務達第10号）

この規則は、昭和52年7月22日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日庶文達第3号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月16日教務達第5号）

この規則は、昭和54年7月16日から施行する。

附 則（昭和56年2月13日教務達第20号）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この規則施行以前に、早稲田大学助手規程（昭和27年4月24日教達第7号）および体育局助手規程（昭和28年5月22日教達第6号）によって助手に嘱任された者ならびに早稲田大学助手規程の一部を改正する規程（昭和56年2月13日教務達第19号）附則第4項の規定によって嘱任された者の、第7条、第12条および第13条の適用にあたっては、改正前の規定を適用するものとする。

附 則（昭和57年2月15日庶文達第45号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月15日教務達第5号）

この規則は、昭和57年7月15日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年11月21日庶文達第42号）

この規則は、昭和58年11月21日から施行し、昭和58年10月15日から適用する。

附 則（昭和59年5月30日庶文達第9号の3）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月29日教一達第6号）

この規則は、昭和60年5月29日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年2月27日教一達第14号）

この規則は、昭和62年2月27日から施行する。

附 則（昭和62年11月12日総文達第23号）

この規則は、昭和62年11月12日から施行し、改正後の各規則、各規程等の規定は、昭和62年6月1日から適用する。

附 則（昭和63年10月4日総文達第35号）

（施行期日等）

1 この規則は、昭和63年10月4日から施行する。

2 改正後の各規則、各規程等の規定中次の部分の規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

一 日本語研究教育センターにかかわる部分 昭和63年4月1日

二 情報科学研究教育センターにかかわる部分 昭和63年5月27日

附 則（昭和63年12月13日教務達第12号）

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年7月7日規約第89—19号）

この規則は、平成元年7月7日から施行する。

附 則〔整理〕（1991年（平成3年）3月30日規約第90—75号）

この規則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

附 則（1991年（平成3年）10月9日規約第91—47号）

この規則は、1991年（平成3年）10月9日から施行する。

附 則（1992年7月15日規約第92—22号の2）

この規則は、1992年7月15日から施行する。

附 則（1992年7月15日規約第92—25号）

この規則は、1992年7月15日から施行し、改正後の早稲田大学教員任免規則の規定は、1992年6月1日から適用する。

附 則（1992年11月27日規約第92—43号）

この規則は、1992年11月27日から施行する。

附 則（1996年10月18日規約第96—47号）

この規則は、1996年10月18日から施行する。

附 則（1998年5月21日規約第98—21号の5）

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2002年2月4日規約第01—52号の13）

この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2003年3月27日規約第02—61号の1）

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月30日規約第05—27号の1）

この規程は、2005年12月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2005年11月1日規約第05—41号の2）

1 この規則は、2005年11月1日から施行する。

2 この規則の施行前に第7条第2項の規定により専任教員の在職期間として加算された副手の在職期間は、この規則の施行後も引き続き専任教員の在職期間とみなす。

附 則（2006年10月13日規約第06—31号の1）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年4月4日規約第08—2号）

この規則は、2008年4月4日から施行する。

附 則（2009年1月9日規約第08—53号の4）

1 この規則は、2009年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる研究科を担当する教員に対するこの規則による改正後の早稲田大学教員任免規則（次項において「新規則」という。）第5条第1項、第6条、第7条第3項、第15条第2号および第18条の3の適用については、この規則の施行の日から1年を経過する日までの間は、当該研究科の研究科運営委員会の議決をもって、当該各号に定める学術院の教授会の議決とみなす。

一 国際情報通信研究科、情報生産システム研究科および環境・エネルギー研究科 理工学術院

二 アジア太平洋研究科および日本語教育研究科 国際学術院

3 法務研究科を担当する教員に対する新規則第5条第1項、第6条、第7条第3項、第15条第2号および第18条の3の適用については、当分の間、法務研究科の研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院の教授会の議決とみなす。

附 則（2009年1月19日規約第08—51号）

この規程は、2009年1月19日から施行する。

附 則（2009年4月10日規約第09－6号）

この規則は、2009年4月10日から施行する。

附 則（2009年11月11日規約第09－47号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2010年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際に現に高等学院教諭である者の定年については、なお従前の例による。

附 則（2012年2月13日規約第11－9号の8）

この規則は、2012年2月13日から施行する。

附 則（2013年3月29日規約第12－125号）

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2013年11月1日規約第13－45号の2）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日規約第13－20号の7）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2015年10月14日規約第15－43号の2）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月8日規約第16－3号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2017年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、任期を定めて嘱任された教授、准教授および講師のうち、大学があらかじめ認めた者が、引き続いて専任教員となった場合には、その者の専任教員としての在職期間の起算日は、改正後の早稲田大学教員任免規則第5条第7項の規定にかかわらず、2017年4月1日とする。

附 則（2017年10月6日規約第17－26号の5）

（施行期日）

- 1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

（改正第5条第1項に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の早稲田大学教員任免規則（以下「新規則」という。）第5条第1項に規定する在職期間の起算にかかる助教の嘱任日は、2018年4月1日以降に開始した助教の嘱任日からとする。

（改正第5条第7項に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の前に、任期を定めて嘱任された講師のうち大学が認めた者が、引き続いて専任教員となった場合には、その者の専任教員としての在職期間の起算日は、新規則第5条第7項の規定にかかわらず、大学があらかじめ認めた2017年4月1日以降の日とする。

附 則（2018年2月2日規約第17－64号の1）

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2018年3月2日規約第17－65号の12）

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2020年1月24日規約第19－69号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2020年9月1日から施行する。

（在職期間起算日の特例）

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の早稲田大学教員任免規則第17条第1項の規定による任期を定めて嘱任された教授、准教授または講師であって大学が認めた者のうち、この規則施行後引き続いて、この規則による改正後の早稲田大学教員任免規則（以下「改正後規則」という。）第17条の2の規定によるテニユアトラック教員となった者が、引き続き専任教員となった場合は、その者の専任教員としての在職期間の起算日は、改正後規則第5条第7項の規定にかかわらず、大学があらかじめ認めた日とする。

附 則（2023年12月1日規約第23－66号の2）

この規則は、2024年4月1日から施行する。

2027年度前学期 大学院先進学際科学府 共同先進健康科学専攻時間割（新カリ学生）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
東京農工大学	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45
早稲田大学	8:50～10:30	10:40～12:20	13:10～14:50	15:05～16:45	17:00～18:40	18:55～20:35

	月	火	水	木	金
1限					
2限	【農】環境科学特論Ⅰ 田中剛				
3限	【農】食科学特論Ⅳ 片岡			【早】環境科学特論Ⅴ 細川 西早稲田	
4限	【早】生命科学特論Ⅳ 大島 Twins				
5限			【早】Doctoral Student Technical Writing 国吉		

【集中講義(前学期)】	【フルオンデマンド】	【演習・卒業研究など(曜日・時限なし)】
【農】食科学特論Ⅰ 好田 【農】環境科学特論Ⅱ 天竺桂 先進健康科学計画研究及び英語プレゼンテーション特論Ⅰ	【早】Doctoral Student Presentation Skills 集春アントニ(1) 【早】Doctoral Student Presentation Skills 集春アントニ(2)	先進健康科学セミナーⅠ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅡ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅢ【通年科目】 実践プレゼンテーション特論Ⅱ【通年科目】 実地研修研究特論【通年科目】 【農】研究倫理【通年科目】

●備考

- 「【早】授業科目名」は早稲田大学の開講科目、「【農】授業科目名」は東京農工大学の開講科目を示します。
- 授業に関する変更等の連絡は、メール等で行いますので毎日必ず見てください。
- 集中講義の日程等は、決定次第、教員等から周知します。

●開講場所について

早稲田大学	
Twins	先端生命医科学センター(Twins)・セミナールーム 〔新宿区若松町2-2〕
西早稲田	西早稲田キャンパス〔新宿区大久保3-4-1〕

2027年度後学期 大学院先進学際科学府 共同先進健康科学専攻時間割（新カリ学生）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
東京農工大学	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45
早稲田大学	8:50～10:30	10:40～12:20	13:10～14:50	15:05～16:45	17:00～18:40	18:55～20:35

	月	火	水	木	金
1限				【農】生命科学特論Ⅲ 田中秀幸	
2限					
3限					
4限					
5限			【早】Doctoral Student Technical Writing 国吉		

【集中講義(後学期)】	【フルオンデマンド】	【演習・卒業研究など(曜日・時限なし)】
【農】生命科学特論Ⅱ 鈴木 【農】食科学特論Ⅱ 稲田 【早】環境科学特論Ⅲ 竹山 【早】生命科学Ⅴ 吉田 先進健康科学特論 【早】サイエンスコミュニケーションと研究倫理	【早】Doctoral Student Presentation Skills 集秋アントニ (1) 【早】Doctoral Student Presentation Skills 集秋アントニ (2)	先進健康科学セミナーⅠ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅡ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅢ【通年科目】 実践プレゼンテーション特論Ⅱ【通年科目】 実地研修研究特論【通年科目】 【農】研究倫理【通年科目】

●備考

1. 「【早】授業科目名」は早稲田大学の開講科目、「【農】授業科目名」は東京農工大学の開講科目を示します。
2. 授業に関する変更等の連絡は、メール等で行いますので毎日必ず見てください。
3. 集中講義の日程等は、決定次第、教員等から周知します。

●開講場所について

早稲田大学	
Twins	先端生命医科学センター(Twins)・セミナールーム 〔新宿区若松町2-2〕
西早稲田	西早稲田キャンパス〔新宿区大久保3-4-1〕

2028年度前学期 大学院先進学際科学府 共同先進健康科学専攻時間割（新カリ学生）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
東京農工大学	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45
早稲田大学	8:50～10:30	10:40～12:20	13:10～14:50	15:05～16:45	17:00～18:40	18:55～20:35

	月	火	水	木		金
1限						
2限						
3限	【農】食科学特論Ⅳ 片岡			【早】環境科学特論Ⅴ 細川 西早稲田	【早】感染症総合管理学 竹山 TWIns	
4限	【早】生命科学特論Ⅳ 大島 Twins					
5限			【早】Doctoral Student Technical Writing 国吉			

【集中講義(前学期)】	【フルオンデマンド】	【演習・卒業研究など(曜日・時限なし)】
【農】食科学特論Ⅰ 好田 【農】環境科学特論Ⅱ 天竺桂 先進健康科学計画研究及び英語プレゼンテーション特論Ⅰ	【早】Doctoral Student Presentation Skills 集春アントニ(1) 【早】Doctoral Student Presentation Skills 集春アントニ(2)	先進健康科学セミナーⅠ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅡ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅢ【通年科目】 実践プレゼンテーション特論Ⅱ【通年科目】 実地研修研究特論【通年科目】 【農】研究倫理【通年科目】

●備考

- 「【早】授業科目名」は早稲田大学の開講科目、「【農】授業科目名」は東京農工大学の開講科目を示します。
- 授業に関する変更等の連絡は、メール等で行いますので毎日必ず見てください。
- 集中講義の日程等は、決定次第、教員等から周知します。

●開講場所について

早稲田大学	
Twins	先端生命医科学センター(Twins)・セミナールーム 〔新宿区若松町2-2〕
西早稲田	西早稲田キャンパス〔新宿区大久保3-4-1〕

2028年度後学期 大学院先進学際科学府 共同先進健康科学専攻時間割（新カリ学生）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
東京農工大学	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45
早稲田大学	8:50～10:30	10:40～12:20	13:10～14:50	15:05～16:45	17:00～18:40	18:55～20:35

	月	火	水	木	金
1限				【農】生命科学特論Ⅲ 田中秀幸	
2限					
3限					
4限					
5限			【早】Doctoral Student Technical Writing 国吉		

【集中講義(後学期)】	【フルオンデマンド】	【演習・卒業研究など(曜日・時限なし)】
【農】生命科学特論Ⅱ 鈴木 【農】食科学特論Ⅱ 稲田 【早】環境科学特論Ⅲ 竹山 【早】生命科学Ⅴ 吉田 先進健康科学特論 【早】サイエンスコミュニケーションと研究倫理	【早】Doctoral Student Presentation Skills 集秋アントニ (1) 【早】Doctoral Student Presentation Skills 集秋アントニ (2)	先進健康科学セミナーⅠ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅡ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅢ【通年科目】 実践プレゼンテーション特論Ⅱ【通年科目】 実地研修研究特論【通年科目】 【農】研究倫理【通年科目】

●備考

- 「【早】授業科目名」は早稲田大学の開講科目、「【農】授業科目名」は東京農工大学の開講科目を示します。
- 授業に関する変更等の連絡は、メール等で行いますので毎日必ず見てください。
- 集中講義の日程等は、決定次第、教員等から周知します。

●開講場所について

早稲田大学	
Twins	先端生命医科学センター(Twins)・セミナールーム 〔新宿区若松町2-2〕
西早稲田	西早稲田キャンパス〔新宿区大久保3-4-1〕

2029年度前学期 大学院先進学際科学府 共同先進健康科学専攻時間割（新カリ学生）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
東京農工大学	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45
早稲田大学	8:50～10:30	10:40～12:20	13:10～14:50	15:05～16:45	17:00～18:40	18:55～20:35

	月	火	水	木	金
1限					
2限	【農】環境科学特論Ⅰ 田中剛				
3限	【農】食科学特論Ⅳ 片岡			【早】環境科学特論Ⅴ 細川 西早稲田	
4限	【早】生命科学特論Ⅳ 大島 Twins				
5限			【早】Doctoral Student Technical Writing 国吉		

【集中講義(前学期)】	【フルオンデマンド】	【演習・卒業研究など(曜日・時限なし)】
【農】食科学特論Ⅰ 好田 【農】環境科学特論Ⅱ 天竺桂 先進健康科学計画研究及び英語プレゼンテーション特論Ⅰ	【早】Doctoral Student Presentation Skills 集春アントニ(1) 【早】Doctoral Student Presentation Skills 集春アントニ(2)	先進健康科学セミナーⅠ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅡ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅢ【通年科目】 実践プレゼンテーション特論Ⅱ【通年科目】 実地研修研究特論【通年科目】 【農】研究倫理【通年科目】

●備考

1. 「【早】授業科目名」は早稲田大学の開講科目、「【農】授業科目名」は東京農工大学の開講科目を示します。
2. 授業に関する変更等の連絡は、メール等で行いますので毎日必ず見てください。
3. 集中講義の日程等は、決定次第、教員等から周知します。

●開講場所について

早稲田大学	
Twins	先端生命医科学センター(Twins)・セミナールーム 〔新宿区若松町2-2〕
西早稲田	西早稲田キャンパス〔新宿区大久保3-4-1〕

2029年度後学期 大学院先進学際科学府 共同先進健康科学専攻時間割（新カリ学生）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
東京農工大学	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45
早稲田大学	8:50～10:30	10:40～12:20	13:10～14:50	15:05～16:45	17:00～18:40	18:55～20:35

	月	火	水	木	金
1限				【農】生命科学特論Ⅲ 田中秀幸	
2限					
3限					
4限					
5限			【早】Doctoral Student Technical Writing 国吉		

【集中講義(後学期)】	【フルオンデマンド】	【演習・卒業研究など(曜日・時限なし)】
【農】生命科学特論Ⅱ 鈴木 【農】食科学特論Ⅱ 稲田 【早】環境科学特論Ⅲ 竹山 【早】生命科学Ⅴ 吉田 先進健康科学特論 【早】サイエンスコミュニケーションと研究倫理	【早】Doctoral Student Presentation Skills 集秋アントニ (1) 【早】Doctoral Student Presentation Skills 集秋アントニ (2)	先進健康科学セミナーⅠ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅡ【通年科目】 先進健康科学セミナーⅢ【通年科目】 実践プレゼンテーション特論Ⅱ【通年科目】 実地研修研究特論【通年科目】 【農】研究倫理【通年科目】

●備考

1. 「【早】授業科目名」は早稲田大学の開講科目、「【農】授業科目名」は東京農工大学の開講科目を示します。
2. 授業に関する変更等の連絡は、メール等で行いますので毎日必ず見てください。
3. 集中講義の日程等は、決定次第、教員等から周知します。

●開講場所について

早稲田大学	
Twins	先端生命医科学センター(Twins)・セミナールーム 〔新宿区若松町2-2〕
西早稲田	西早稲田キャンパス〔新宿区大久保3-4-1〕

修了までのスケジュール

学年	月	研究指導	関連科目
入学前		主指導教員決定、研究計画相談	
1 年	4	副指導教員決定、研究計画指導 →研究計画・研究指導計画書提出 既往研究の調査、博士論文テーマ決定	先進健康科学計画研究及び実践プレゼンテーション特論Ⅰ（必修） 先進健康科学セミナーⅠ（必修・通年）
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
2 年	4	研究計画・研究指導計画書提出	先進健康科学セミナーⅡ（選択・通年）
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
3 年	4	研究計画・研究指導計画書提出	先進健康科学セミナーⅢ（選択・通年）
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12	学位論文審査申請	
	1	学位論文審査委員、主査・副査決定	
	2	博士論文公聴会・最終試験	
	3	学位授与	

研
究
指
導

学位論文
審査

○国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会規程

(令和5年9月20日教規程第40号)

改正 令和6年4月1日規程第12号 令和7年4月1日規則第3号

令和7年5月14日規程第27号 令和7年7月1日規則第5号

令和8年4月1日規程第30号

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、本学に国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理指針に関すること。
- (2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関すること。
- (3) 研究インテグリティに関すること。
- (4) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究倫理を担当する理事
 - (2) 学術及び研究(学術連携含む。)を担当する副学長
 - (3) 農学研究院副院長又は農学府副府長、工学研究院副院長又は工学府副府長、生物システム応用科学府副府長及び先進学際科学府副府長
 - (4) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人
 - (5) 学術研究支援総合センター研究リスクマネジメント部門長
 - (6) 研究推進部長
 - (7) 総務部長
 - (8) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

- (1) 緊急性のある審議事項が発生した場合
- (2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究インテグリティ・マネジメント専門委員会)

第8条 委員会に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第3条に規定する委員
- (2) 研究推進部長研究総括・リスクマネジメント課長
- (3) 総務部人事課長

3 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

4 専門委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントに係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(小委員会)

第9条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員会が選出する。

3 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究総括・リスクマネジメント課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月20日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則（平成17年11月21日17経教細則第13号）は廃止する。

附 則(令和6年4月1日規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月14日規程第27号)

この規定は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年7月1日規則第5号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規程第30号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

○東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 23 号)

改正 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号 平成 28 年 4 月 1 日規程第 6 号
平成 30 年 4 月 1 日規程第 12 号 平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号
令和元年 6 月 27 日規程第 9 号 令和元年 8 月 1 日教規程第 10 号
令和 3 年 4 月 1 日規程第 15 号 令和 4 年 4 月 1 日教規程第 7 号
令和 5 年 1 月 1 日規則第 11 号 令和 5 年 4 月 19 日教規程第 22 号
令和 5 年 7 月 1 日規程第 33 号 令和 7 年 7 月 1 日規則第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文など発表された研究成果に示された以下の行為をいう。

ア 捏造(fabrication) 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成する行為

イ 改ざん(falsification) 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用(plagiarism) 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語(当該研究者特有の用語に限る。)を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

(2) 不正とみなされる行為 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、以下に掲げるもののうち、研究者としての行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

ア 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為(投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。)

イ 不適切なオーサシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

ウ 前各号以外の研究活動上の不適切な行為

2 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者並びに本学の施設及び設備を利用して研究に携わる者をいう。

- 3 この規程において「研究データ」とは、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果(以下「研究成果」という。)を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。
- 4 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、不正行為を防止するために学内規則等を遵守し、また、第5条から第7条までに規定する者の指示に従わなければならない。
- 3 研究者等は、採用後速やかに本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、修了しなければならない。また、その後も定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを第37条に規定する期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究責任者の遵守事項)

第4条 研究室等の責任者、競争的研究資金における補助金等の研究代表者、共同研究の研究担当者及び研究プロジェクトの責任者となる研究者(以下「研究責任者」という。)は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 研究責任者は、各研究室等の研究施設内において、研究データ及び実験手続などに関し、適宜確認すること。
- (2) 研究責任者は、研究者に対して、研究データは、個人の私的研究記録ではなく、国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程に定める原則として本学に帰属する有体物として、研究者管理の研究データを管理すべきである旨の意識を持たせ適切に管理させるとともに、研究データの記載の方法に関し指導を徹底すること。
- (3) 研究責任者は、研究者に対して、研究データなどを記録した紙及び電子記録媒体などは、論文など成果物の発表後も第37条に規定する期間保存・管理し、他の研究者からの問い合わせ及び調査照会などにも対応できるよう指導を徹底すること。
- (4) 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者とし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
(総括責任者)

第6条 本学における研究不正に関する申し立ての処理を総括するため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」)委員長をもって充てる。

3 総括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学における研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理委員会副委員長をもって充てる。

(研究倫理教育の実施)

第8条 研究倫理教育責任者は、不正行為を防止するため、研究者等に研究倫理教育を実施する。

2 研究倫理教育を実施するにあたっては、研究者等の職種又は業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。

3 研究倫理教育責任者は、本学学生(学部学生及び大学院生)に対して、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、研究倫理教育を実施する。

第3章 通報の受付

(通報窓口の設置)

第9条 不正行為に関する通報又は相談に対応するための通報窓口を研究推進部研究総括・リスクマネジメント課に設置し、担当者を置く。

2 通報窓口は、客観性及び透明性を向上する観点から、外部の機関(第三者)へ業務委託をすることができる。

(通報の取扱い)

第10条 研究活動上の不正行為があると思料する者は、何人も通報窓口を通じ、通報を行うことができる。

2 通報は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとする。

3 通報は、原則として通報者の氏名、所属、住所等及び不正行為の存在が客観的な根拠とともに示されるもののみを受け付ける。ただし、通報者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対するこの規程に定める通知及び報告は、通報窓口を通じて行うものとする。

- 4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、不正行為の存在が客観的な根拠とともに示されるもののみ受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対するこの規程に定める通知及び報告は、行わないものとする。
- 5 通報窓口は、通報を受け付けたときには、速やかに、最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。
- 6 報道機関、所管官庁等及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為の疑いが指摘されたときは、第4項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 7 インターネット上に本学に係る不正行為の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、第4項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 8 本学以外の機関に係る内容の通報があった場合には、当該機関へ回付するものとする。
(通報の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非又は手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口は、最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者又は統括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口担当者の義務)

第12条 通報窓口の担当者は、通報又は相談を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、電子メール、書面、電話又はファクシミリ等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 2 前項、次条及び第14条の規定は、通報の相談について準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学の役員又は職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び総括責任者は、通報内容及び通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査の関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 3 最高管理責任者又は総括責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事実について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、総括責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者及び被通報者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第15条 第19条に規定する調査委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 調査の結果、悪意に基づく通報であると認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課せられたときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び関係省庁(以下「関係機関等」という。)に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 不正行為の調査

(予備調査の実施)

第 16 条 第 10 条の規定に基づく通報があった場合又は総括責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、総括責任者は予備調査委員会を設置し、研究不正等の疑義が生じている研究分野の複数の関係する専門家等の協力を得て、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、総括責任者が指名する 3 名以上の委員によって組織する。ただし、委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究データ等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 17 条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び総括責任者に報告する。

- 2 総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、最高管理責任者と協議の上、本調査を行うか否かを直ちに決定する。
- 3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、関係機関等又は通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、関係機関等に本調査を行う旨を報告するものとする。

(研究者倫理調査委員会の設置)

第 19 条 総括責任者は、前条において本調査の実施を決定したときは、研究倫理委員会のもとに研究者倫理調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。
 - (1) 本学役員、教育職員、事務職員の中から総括責任者が指名する者 若干名
 - (2) 弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等、総括責任者が指名する学外の有識者 若干名
- 3 前項の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。
- 4 委員会に委員長を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。ただし、研究倫理委員会委員長が通報者及び被通報者と直接の利害関係者である場合は、第2項に規定する者の中から選出するものとする。
- 5 総括責任者は調査委員会を組織した後、被通報者及び通報者に対し、委員の氏名及び所属等を含む調査委員会構成を通知することとする。
- 6 被通報者及び通報者は、調査委員会構成の公正性に問題があると判断した場合、当該構成の通知日から7日以内であれば異議の申立てができる。総括責任者はその内容を確認し、妥当と認めた場合、調査委員会の委員を変更することができるものとし、その旨を被通報者及び通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る研究データの精査及び関係者のヒアリング等の方法により、不正行為について、事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度等を調査するものとする。また、内容により被通報者の他事案における不正行為の有無について調査すべきと思料される場合は、通報に係る事案以外の調査も行うものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 調査委員会は、関係する部局等の長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第 21 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(調査の中間報告)

第 22 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、関係機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該関係機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 23 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 24 条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為の認定

(認定の手続)

第 25 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 最高管理責任者は、前項の承認をした場合には、関係機関等へ報告するものとする。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

5 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、第 1 項及び第 4 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 26 条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言又は被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究データ及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 27 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。

2 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

3 最高管理責任者は、前 2 項の通知に加えて、調査結果を関係機関等に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 28 条 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(前項の規定による不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会の委員の交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に規定する新たな委員は、第 19 条第 2 項の規定に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査

委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、第1項の規定による不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、第2項の規定による不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、関係機関等に通知する。前2項の規定による不服申立ての却下又は再調査の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第29条 前条の規定に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に規定する不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。
- 5 第27条第2項から第4項までの規定は、再調査の結果について準用する。

(調査結果の公表)

第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。ただし、第35条に規定する処分内容等の通知と同時に公表することができる。

- 2 前項の公表内容は、原則、次の各号に掲げる事項とし、当該事案の社会的影響、研究不正の軽重、通報者又はその関係者の保護等を勘案して決定するものとする。
 - (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 研究活動上の不正行為の内容
 - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法・手順
 - (6) その他総括責任者が必要と認める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、及び第2項を準用するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属を公表することができる。
 - 7 公表の手段は、別に定める。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第31条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された研究費等の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、関係機関等から、被通報者の該当する研究費等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費等の使用中止)

第32条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費等の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第33条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 34 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。
証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
(処分)

第 35 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、関係機関等に対して、その処分の内容等を通知する。
(是正措置等)

第 36 条 研究倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の規定に基づいてとった是正措置等の内容を関係機関等に対して報告するものとする。

第 8 章 その他

(研究データの保存期間)

第 37 条 研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則 10 年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究分野の特性により、10 年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者等が自ら期間を定めることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が 10 年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第 1 項の期間に準じて保存期間を定めることとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約又は定めが別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。

(関係委員会等の連携)

第 38 条 通報の内容や、調査の結果により、競争的資金等の不正に係る調査委員会、懲戒に関する委員会等と適宜連携するものとする。

(事務)

第 39 条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、研究推進部 研究総括・リスクマネジメント課で行う。

(雑則)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究上の不正に関する取扱い要項(平成 18 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規程第 12 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日規程第 9 号)

この規程は、令和元年 6 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(令和元年 8 月 1 日教規程第 10 号)

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規程第 15 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教規程第 7 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 1 日規則第 11 号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月19日教規程第22号)

この規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年7月1日規程第33号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和7年7月1日規則第5号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

○国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則

(平成 30 年 6 月 1 日細則第 19 号)

改正 平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号 平成 31 年 4 月 15 日細則第 9 号

令和 3 年 4 月 1 日規程第 15 号 令和 4 年 4 月 1 日規則第 4 号

令和 5 年 1 月 1 日規則第 11 号 令和 5 年 4 月 1 日規程第 7 号

令和 6 年 4 月 1 日規程第 12 号 令和 7 年 4 月 1 日規則第 3 号

令和 7 年 7 月 1 日細則第 9 号 令和 8 年 4 月 1 日細則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程第 4 条第 2 項に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置かれる人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学における人を対象とする研究が、人権擁護に関わる倫理的観点及び科学的観点から適正に遂行されるために必要な事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究対象者の人権に関わる人を対象とする研究の倫理についての基本事項に関すること。
- (2) 人を対象とする研究の研究計画の審査に関すること。
- (3) 研究者等に対して実施する教育・研修の実施に関すること。
- (4) 人を対象とする研究に係る個人情報の保護に関すること。
- (5) その他人を対象とする研究に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、実施中又は終了(中止の場合を含む。以下同じ。)した人を対象とする研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(組織)

第 4 条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、学外者 2 人以上並びに男性及び女性がそれぞれ 1 人以上を含まなければならない。

- (1) 学術及び研究(学術連携含む。)を担当する副学長
- (2) 農学研究院副院長又は農学府副府長及び工学研究院副院長又は工学府副府長
- (3) 農学研究院又は工学研究院の教員 6 人
- (4) 健康・相談総合支援機構の医師 1 人
- (5) 研究推進部研究総括・リスクマネジメント課長
- (6) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の学外の有識者 1 人以上

- (7) 研究対象者の観点をもつ学外の一般者 1人以上
- (8) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号、第4号及び第6号から第8号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければ開くことができない。
 - (1) 過半数の委員が出席していること。
 - (2) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
 - (3) 第4条第4号の委員が出席していること。
 - (4) 第4条第6号及び第7号の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
- 3 審査の対象となる、人を対象とする研究の研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。
- 4 議事は、原則として出席委員の全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、審議の結果、全会一致が困難な場合には、出席委員の4分の3以上の賛成をもって委員会の議決とすることができる。

(審査の方針)

第7条 委員会は、第3条第1項第2号に規定する人を対象とする研究の研究計画を審査する場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、審議しなければならない。

- (1) 研究対象者の人権の擁護に関すること。
- (2) 研究対象者に研究への理解を求め、その同意を得ること。
- (3) 研究によって生じる研究対象者への不利益及び危険性と科学上の貢献度に関すること。

(研究計画書の審査手続き等)

第8条 委員会は、学長から意見を求められた研究計画について審査し、その結果を書面により学長へ答申するものとする。

- 2 委員会は、審査にあたり必要と認めたときは、当該研究計画の研究責任者等を出席させ、その説明及び意見を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第 10 条 委員会は、軽微な事項の審査について、委員会が指名する委員による迅速審査に付することができる。この場合において、迅速審査の対象となる、人を対象とする研究の研究計画に係る委員は、当該研究計画の迅速審査及び議決に加わることはできない。

2 前項の迅速審査に付すことのできる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 他の研究機関と共同して実施される人を対象とする研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない人を対象とする研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う人を対象とする研究であって介入を行わないものに関する審査

3 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(学長への勧告)

第 11 条 委員会は、審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、学長に対して、研究計画書の変更、研究の中止、その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

(守秘義務)

第 12 条 委員及び委員会の事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育・研修)

第 13 条 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(保存)

第 14 条 委員会が審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告される日までの期間(侵襲(軽微な侵襲を除く。))を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日までの期間)、適切に保存するものとする。

(公開)

第 15 条 委員会の構成、組織及び運営並びに審査の概要は公開するものとする。ただし、委員会が研究対象者及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため、非公開が適当であると判断したものについては、その限りではない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、研究推進部研究総括・リスクマネジメント課において処理する。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規程第19号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日細則第9号)

この細則は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和3年4月1日規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月1日規則第11号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規程第7号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月1日細則第9号)

この細則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日細則第27号)

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程

(2007年4月6日規約第7—1号)

《所管：研究マネジメント課長》

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (不正行為の禁止、研究資料等の保存および開示)
- 第3条の2 (最高管理責任者)
- 第3条の3 (統括管理責任者)
- 第3条の4 (研究倫理推進責任者)
- 第3条の5 (研究倫理教育責任者)
- 第3条の6 (研究不正対応責任者)
- 第3条の7 (監事の役割)
- 第4条 (研究費の取扱いに係る本学の対応)
- 第5条 (誓約書の提出)
- 第6条 (研究倫理に関する研修および科目等の受講)
- 第7条 (学術研究倫理委員会の設置)
- 第8条 (倫理委員会の委員長および副委員長)
- 第9条 (倫理委員会の運営)
- 第10条 (倫理委員会の職務)
- 第11条 (不正行為に関する予備調査)
- 第12条 (調査委員会の設置)
- 第13条 (調査委員会による調査の実施)
- 第13条の2 (研究活動に係る不正行為の認定の方法)
- 第13条の3 (調査上必要な場合の再現実験の実施)
- 第14条 (調査対象者の追加)
- 第15条 (調査案件の分離)
- 第16条 (調査対象者の不服申立)
- 第16条の2 (悪意に基づく通報者等の認定)
- 第17条 (総長等への報告等)
- 第17条の2 (通報者等への通知)
- 第18条 (調査対象者への配慮)
- 第19条 (守秘義務)
- 第20条 (個人情報保護)
- 第21条 (不利益取扱いの禁止)
- 第22条 (研究費の取扱いに係る不正行為の場合における配分機関等への報告等)
- 第23条 (研究活動に係る不正行為の場合における配分機関等への報告等)
- 第24条 (過去に研究者等であった者等の扱い)
- 第25条 (他の研究機関と合同で調査を行う場合)
- 第26条 (倫理委員会および調査委員会の事務)
- 第27条 (施行細則)

附 則

(目的)

第1条 この規程は、本学における研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正防止の方法ならびに不正行為への対応を明確にすることによって、本学が社会的責任を果たし、本学の研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 研究活動を行う本学の常勤および非常勤の教員、研究員および職員
 - 二 研究活動を行う本学の学生
 - 三 研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者
- 2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意または研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文その他発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に対し、次の各号に掲げることを行い、またはこれに助力する行為をいう。
- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成すること。
 - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 三 盗用 研究者等が、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
 - 四 その他の不正行為 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップその他の科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- 3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費および研究者等が学外から獲得した研究費をいう。
- 4 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。
- 一 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
 - 二 前号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体または特殊法人等が配分する研究費
- 5 この規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、本学における次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。
- 一 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
 - 二 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせること。
 - 三 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。
 - 四 虚偽の申請に基づきリサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせること。
 - 五 法令、本学の規約または当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に使用すること。
- 6 この規程において「配分機関等」とは、第4項の公的研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等のことをいう。
- 7 この規程において「悪意」とは、専ら第11条第5項第2号に規定する調査対象者に何らかの損害を与えることや調査対象者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。
- 8 この規程において「研究資料等」とは、研究活動において生ずる文書、数値データおよび画像等の研究資料ならびに実験試料、標本および装置等の有体物をいう。
- （不正行為の禁止、研究資料等の保存および開示）
- 第3条 研究者等は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為（以下「不正行為」という。）を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段の確保を目的として、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を適切に保存しなければならない。
- 3 研究者等は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会または第12条第1項に規定する調査委員会が、当該研究活動に係る研究資料等の開示の必要性および相当性を認めた場合には、当該研究資料等を開示しなければならない。
- （最高管理責任者）
- 第3条の2 本学は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の取扱いに係る不正防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者および第3条の4に規定する研究倫理推進責任者が、公的研究費の適切な運営・管理を行うために必要な措置を講じなければならない。
- （統括管理責任者）

第3条の3 本学は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、総長が指名する研究推進を担当する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、前条第2項で規定する基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、研究倫理推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

（研究倫理推進責任者）

第3条の4 本学は、本学の各箇所における公的研究費の運営・管理について責任と権限を持つ者として研究倫理推進責任者を置き、当該箇所の長をもって充てる。

2 研究倫理推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 自己の管理または指導する箇所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

二 研究費の取扱いに係る不正行為の防止を図るため、研究者等に対して第6条第2項に定める研究倫理教育を受講させる。

三 自己の管理または指導する箇所において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

3 研究倫理推進責任者は、必要に応じて研究倫理推進副責任者を任命することができる。

（研究倫理教育責任者）

第3条の5 本学は、本学の各箇所に、本学の研究活動に係る不正行為の防止を図るため、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、当該箇所の長をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して第6条第1項に定める研究倫理に関する研修または科目等を受講させなければならない。

（研究不正対応責任者）

第3条の6 本学は、本学の研究活動に係る不正行為に対応するための責任者として、研究不正対応責任者を置き、総長が指名する研究推進を担当する理事をもって充てる。

2 研究不正対応責任者は、研究活動に係る不正行為の疑いが生じたときの調査実施全般を統括すると共に、調査対応が円滑に実施されるように組織・体制を構築して、その企画・整備・運営を行う。

（監事の役割）

第3条の7 監事は、第3条の3第2項に規定する本学全体の具体的な対策およびその実施状況ならびに公的研究費の取扱いに係る不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を定期的に確認し、最高管理責任者および統括管理責任者に対して意見を述べる。

（研究費の取扱いに係る本学の対応）

第4条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

2 研究費に係る経理処理は、関係箇所および当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の会計規則（1972年経理達第1号）およびこれに基づく規程、要領その他の会計に関する手続に基づくものとする。

3 本学は、研究費の獲得または執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書保存規程（1973年底文達第22号）に定める期間保管しなければならない。

（誓約書の提出）

第5条 本学において公的研究費の運営・管理に関わる者は、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を、所定の方法により最高管理責任者に対して提出しなければならない。

一 本学の規約その他の規定等を遵守すること。

二 不正を行わないこと。

三 本学の規約その他の規定等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分および法的な責任を負担すること。

2 前項に規定する公的研究費の運営・管理に関わる者の範囲は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会で別に定める。

（研究倫理に関する研修および科目等の受講）

第6条 本学において全ての研究者等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める研修または科目等を受講しなければならない。

- 一 大学院の学生以外の研究者等 本学が定める研究活動に係る法令等の違反の防止のための研究倫理に関する研修
 - 二 大学院の学生である研究者等 大学または箇所が定める研究倫理に関する科目等
- 2 本学における公的研究費の運営・管理に関わる者は、研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する、本学が定める研究倫理教育等を受講しなければならない。

（学術研究倫理委員会の設置）

第7条 本学に、研究者等による不正行為の防止および不正行為への対応のため、学術研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

2 倫理委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- 一 次の表の左欄に定める順序に従いあらかじめ指定された箇所の教授会、研究科運営委員会、運営委員会または教諭会において、専任教員のうちから選出する者 同表の右欄に定める人数

政治経済学術院、法学学術院、商学学術院、社会科学総合学術院	3人
文学学術院、教育・総合科学学術院、国際学術院	2人
理工学術院	2人
人間科学学術院、スポーツ科学学術院	1人
高等学院、本庄高等学院、芸術学校	1人

二 本学の教職員でない者であって、法律もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者のうちから総長が指名する者 2人以上

三 研究推進を担当する理事のうちから総長が指名する者 1人

四 総務を担当する理事

五 教務部長

六 研究推進部長

3 前項第1号および第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（倫理委員会の委員長および副委員長）

第8条 倫理委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって前条第2項第1号および第2号の委員のうちからこれを定める。

3 委員長は、倫理委員会を代表し、倫理委員会の業務を統括する。

4 委員長は、早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則（2014年10月3日規約第14—51号の1。以下「リスク・コンプライアンス規則」という。）第2条に定めるリスクおよびコンプライアンスに係る事案が生じた場合は、リスク・コンプライアンス規則第4条第1項に定める総括責任者（以下「コンプライアンス推進総括責任者」という。）に対し、当該事案の発生状況、案件の処理の進捗および処理結果に関する事実等を報告するものとする。

5 副委員長は、委員長の指名によって前条第2項第1号および第2号の委員のうちからこれを定める。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、その職務を行う。

（倫理委員会の運営）

第9条 倫理委員会は、委員長が招集する。

2 倫理委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、倫理委員会は、第10条第3号に規定する事項を審議するときは、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 倫理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

5 当該不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正行為の調査に関する全ての審議に加わることはできない。

6 倫理委員会は、必要があると認められるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

7 倫理委員会における審議は、非公開とする。ただし、倫理委員会が認めた者は、これを傍聴することができる。

8 倫理委員会の議事録は、非公開とする。

（倫理委員会の職務）

第10条 倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

一 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画および実施に関する事項

二 学術研究倫理に係る国内外における情報の収集および分析に関する事項

三 研究者等の不正行為に係る調査に関する事項

四 その他学術研究倫理に関する事項

（不正行為に関する予備調査）

第11条 倫理委員会は、次に掲げる各号の報告または通知（以下「報告等」という。）を受けた場合には、同委員会において予備調査を行う。ただし、報告等の内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、倫理委員会および研究不正対応責任者が第5項第2号に規定する調査対象者ともっとも関連する箇所と判断した箇所長に対して、予備調査を行うよう指示することができる。

一 箇所から当該箇所に所属する研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合

二 公益通報者等の保護等に関する規程（2008年11月7日規約第08—47号の1）第12条第1項の規定により公益通報対応委員会から通知を受けた場合

三 本学から監査その他の方法により研究者等の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合

四 リスク・コンプライアンス規則第10条第1項の規定に定めるリスクマネージャーから通知を受けた場合

2 倫理委員会が前項の報告等を受けたときは、その報告等が「研究活動に係る不正行為」である場合は研究不正対応責任者に、「研究費の取扱いに係る不正行為」である場合は統括管理責任者へ速やかに報告する。

3 倫理委員会の委員長は、第1項の報告等の内容が全学のリスクの管理に重大な影響を与えると認められるとき、または不正行為の疑いがあると認められるときは、コンプライアンス推進総括責任者に報告し、対応を協議するものとする。

4 第1項の不正行為に係る情報は、客観的（「研究活動に係る不正行為」の場合は「科学的」であることを含む。）かつ合理的な根拠に基づくものとする。

5 第1項各号の不正行為に係る情報の報告等は、次に掲げる事項を明らかにした書面および証拠を提出することにより行う。

一 報告等の情報提供を行った者（以下「通報者等」という。）が個人の場合は氏名および連絡先。箇所または団体等であった場合は箇所名等および連絡先

二 不正行為を行った疑いのある者（以下「調査対象者」という。）の所属および氏名

三 不正行為の態様および内容

四 不正行為であるとする客観的かつ合理的な理由

6 倫理委員会は、前項第1号の規定に関わらず、匿名による報告等を受けた場合は、その内容に応じて顕名による報告等に準じて取扱うことができるものとする。

7 予備調査は、「研究活動に係る不正行為」または「研究費の取扱いに係る不正行為」に区分し、次の各号に定める内容について確認等を行う。

「研究活動に係る不正行為」

一 報告等により示された研究活動に係る不正行為の疑いの有無

二 報告等により示された科学的かつ合理的な根拠の論理性の有無

三 報告等により示された内容の合理性および調査可能性

「研究費の取扱いに係る不正行為」

一 報告等により示された研究費の取扱いに係る不正行為の疑いの有無

二 報告等により示された内容の合理性

三 報告等により示された内容の調査可能性

8 第1項ただし書きによって、予備調査を行うよう指示を受けた箇所長は、速やかに予備調査を行い、指示を受けた日から起算して原則として25日以内に、その結果を倫理委員会に報告する。

9 第1項ただし書きの場合を除き、予備調査を行うときは、倫理委員会の委員長は研究推進部長に調査補助を指示することができる。

- 10 予備調査は、不正行為に係る情報を得た日から起算して30日以内に完了しなければならない。ただし、研究活動に係る不正行為に関する予備調査については、30日以内に完了できない合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 11 予備調査の対象となった不正行為が公的研究費に関係する場合は、公的研究費の配分機関等に当該調査の要否に係る結論を報告する。
- (調査委員会の設置)
- 第12条 倫理委員会は、前条第1項に規定する予備調査の結果、研究活動に係る不正行為または研究費の取扱いに係る不正行為の有無を確認する必要があると認めるときは、その議決により調査委員会の設置を決定する。
- 2 倫理委員会は、調査委員会を設置することを決定した日から起算して30日以内に調査委員会を設置し、調査を開始する。ただし、30日以内に開始できない合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 倫理委員会は、調査委員会の設置を決定したときは、その旨を書面により、調査対象者および通報者等に通知する。
- 4 倫理委員会は、調査委員会を設置することを決定した日から調査委員会が設置されるまでの期間において、証拠の保全その他当該調査に関して緊急に必要な事前措置を講じることができる。この場合において、倫理委員会は、予め定めた事項および範囲に限り、倫理委員会委員長に事前措置の実施を委任することができる。
- 5 倫理委員会は、調査を開始する前に、調査委員会委員の氏名および所属を調査対象者および通報者等へ通知する。
- 6 調査対象者および通報者等は、前項の規定により受けた調査委員会委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に異議を申し立てることができる。
- 7 倫理委員会は、前項の異議申立てを受けたときは、当該異議申立ての内容を検討し、その内容が妥当である場合は、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を変更するとともに、その旨を調査対象者および通報者等に通知する。変更しない場合は、その旨を、理由を付して異議申立てを行った者に通知する。
- 8 倫理委員会は、調査委員会の設置を決定したときは、その旨を予備調査の結果を添えて、書面により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた総長は、調査の案件が、公的研究費の取扱いに係る不正行為であって、調査対象者が現に当該調査対象となっている公的研究費の交付を受けている場合は、必要に応じて、当該公的研究費の使用停止を命じることができる。
- 10 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。
- 一 倫理委員会の委員長またはその指名した第7条第2項第1号の委員 1人
- 二 倫理委員会の委員長が、本学の教職員または教職員以外の者のうちから倫理委員会の議を経て指名した者 3人
- 11 前項の場合において、研究費の取扱いに係る不正行為に関する調査委員会を設置する場合は、前項第2号に規定する委員に統括管理責任者を含めなければならない。ただし、統括管理責任者が第13項に規定する要件を満たさない場合は、この限りでない。
- 12 第10項第2号に規定する委員の人数は、倫理委員会の委員長が必要と認めたときは、増やすことができるものとする。
- 13 調査委員会のすべての委員は、調査対象者および通報者等と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 14 調査委員会において、本学の教職員でない者が占める割合は、その半数以上でなければならない。
- 15 調査委員会の委員の任期は、当該調査委員会の設置期間中とする。この場合において、その任期中に当該選出区分の基礎資格を退任した場合であっても、当該区分による委員の資格を継続することができるものとする。
- 16 調査委員会に委員長1人を置く。
- 17 委員長は、第11項の規定により統括管理責任者が委員である場合は統括管理責任者、統括管理責任者が委員でない場合は第10項第1号の委員をもって充てる。
- 18 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
- 19 第9条(第2項および第7項ただし書を除く。)の規定は、調査委員会について準用する。
- 20 倫理委員会は、調査委員会を設置しないことを決定したときは、その旨を、理由を付して通報者等に通知する。

(調査委員会による調査の実施)

第13条 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、倫理委員会に対して、原則としてその設置の日から起算して120日以内に最終報告を行うこととする。ただし、120日以内に最終報告を行うことができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 調査委員会は、通報者等、調査対象者、調査対象者が所属する箇所および当該調査に関係性を有すると調査委員会が認める関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた通報者等、調査対象者、箇所および当該調査に関係性を有すると調査委員会が認める関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。

4 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動および本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。

5 調査委員会における調査は、次の各号に定める内容について、事実に基づき、公平不偏にこれを実施し、次の各号に定める内容を認定する。

一 不正行為の有無

二 不正行為の内容

三 不正行為に関与した者とその関与の程度

四 「研究活動に係る不正行為」の場合は、不正行為と認定された研究活動における、当該研究活動に関与した者の役割

五 「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合、不正使用の相当額

(研究活動に係る不正行為の認定の方法)

第13条の2 調査委員会は、調査対象者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、調査対象者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査上必要な場合の再現実験の実施)

第13条の3 「研究活動に係る不正行為」の場合において、不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再現実験等により再現性を示すことを調査対象者に求める場合、または調査対象者の意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会(機器、経費等を含む。)に関し、調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うことができる。

(調査対象者の追加)

第14条 調査委員会は、調査の過程において、調査対象者以外の研究者等が不正行為に関与している疑いが判明した場合は、その旨を倫理委員会に報告するものとする。

2 倫理委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該研究者等を調査対象者とするか否かを審議する。

3 倫理委員会が当該研究者等を調査対象者すると議決したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する、または調査委員会の委員の全部もしくは一部を変更することができる。

(調査案件の分離)

第15条 調査委員会は、調査の過程において、新たな事実の発覚等があり、調査の進捗上、一部の案件を分離して調査する必要があると判断した場合は、倫理委員会にその旨を報告するものとする。

2 倫理委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該案件を分離して調査するか否かを審議する。

3 倫理委員会が分離して調査すると議決したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する。

(調査対象者の不服申立)

第16条 倫理委員会は、第13条第1項に定める最終報告を受けたときは、その内容を確認し、書面により、速やかに調査対象者に通知する。

- 2 調査対象者は、前項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。
- 3 前項の不服申立てを受けたときは、倫理委員会は、当該不服申立ての内容を調査委員会に報告する。
- 4 調査委員会は、前項の報告を受けたときは、再調査を実施するか否かについて、当該不服申立ての内容を踏まえて審議し、理由を付してその結果を倫理委員会に報告する。
- 5 倫理委員会は、前項の規定により、調査委員会から再調査を行う必要はなく、不服申立てを却下すると報告を受けたときは、その理由を付して、書面により、速やかに調査対象者および通報者等に通知する。
- 6 倫理委員会は、第4項の規定により、調査委員会から再調査を実施すると報告を受けたときは、書面により、速やかに調査対象者および通報者等に通知する。
- 7 調査委員会が、第4項に規定する審議を行うにあたって、新たに専門的知識を有する委員を必要とすることを認めたときは、倫理委員会は、委員の全部または一部を変更することができる。
- 8 前項の委員の変更にあっては、第12条第13項および第14項の要件を満たすものとし、委員の通知等に係る手続きについては、第12条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、第4項中「調査を開始する前」とあるのは「再調査を開始する前」と読み替えるものとする。
- 9 調査委員会は、第4項に規定する審議の結果、再調査を実施する必要があると決定したときは、速やかに再調査を開始し、再調査を開始した日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を倫理委員会に報告する。ただし、50日以内に報告を行うことができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 10 倫理委員会は、前項の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を確認し、書面により、速やかに調査対象者および通報者等に通知する。

（悪意に基づく通報者等の認定）

第16条の2 調査委員会は、調査対象者が不正行為を行わなかったと認定する場合であって、調査を通じて、通報者等による報告等が悪意に基づくものであると認めたときは、当該不正行為を行わなかった認定と併せて、その旨の認定を行うものとする。

- 2 倫理委員会は、第13条第1項に規定する最終報告を受けた結果、通報者等による報告等が悪意に基づくものであることが判明したときは、その内容を確認し、書面により、速やかに通報者等に通知する。
- 3 前項の場合において通報者等が何らかの機関に所属している場合、その所属機関にも通知するものとする。
- 4 通報者等は、第2項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。
- 5 前項に定める不服申立てに係る手続きについては、前条第3項から第10項までの規定を準用する。

（総長等への報告等）

第17条 倫理委員会は、第13条第1項に定める最終報告を受けたときは、その内容（第16条第9項の規定により再調査を実施した場合は、その結果。本条第4項および第9項において同じ。）を確認し、速やかに総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。

- 2 倫理委員会は、調査対象者から第16条第2項に規定する不服申立てがあったとき、第16条第5項に規定する報告を受けたとき、および第16条第6項に規定する報告を受けたときは、総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。
- 3 調査委員会の解散時期は、倫理委員会が決定する。
- 4 倫理委員会は、第13条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと調査委員会が認定した場合は、総長に対し第1項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度または運用体制等の問題点および再発防止のために理事会または箇所において実施すべき必要な措置（以下「是正措置等」という。）についての意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。
- 5 倫理委員会は、第11条第1項第2号に規定する場合において調査を実施したときは、公益通報者等の保護等に関する規程第11条第2項の規定に基づき、第1項の規定により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告した内容（第4項の規定により付記された意見を含む。）を公益通報対応委員会に報告するものとする。
- 6 総長は、第4項の意見が付された報告を受けたときは、理事会において実施すべきとされた是正措置等について、理事会に報告するものとし、および箇所において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を

箇所長に勧告するものとする。

- 7 前項の規定による勧告を受けた箇所長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、総長に報告するものとする。
- 8 総長は、理事会において実施した是正措置等もしくは懲戒等または前項の規定により箇所長から報告を受けた是正措置等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。
- 9 総長は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により総長が倫理委員会に報告した内容を配分機関等に報告し、公表するものとする。
- 10 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名、所属、不正行為の内容および本学が公表時までにに行った措置の内容、ならびに調査委員会の委員の氏名、所属、調査の方法および調査の手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、これらの一部を公表しないことができる。
- 11 総長は、第16条の2に定める通報者等による報告等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、その内容を配分機関等に報告し、公表するものとする。
- 12 前項の公表における公表内容は、悪意に基づく通報者等の氏名および所属を含むものとする。

（通報者等への通知）

第17条の2 倫理委員会は、第13条第1項に定める最終報告を受けたときは、その内容を確認し、速やかに通報者等に通知する。

- 2 倫理委員会は、調査対象者から第16条第2項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を通報者等に通知する。

（調査対象者への配慮）

第18条 倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、この規程に基づく権限を行使するときは、調査対象者または調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

- 2 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論または弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。
- 3 倫理委員会は、調査対象者に不正行為があったと調査委員会が認定しなかったときは、必要に応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置および調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、総長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた総長は、当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第19条 調査に係る業務に従事する者（以下「調査業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

- 2 倫理委員会は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合は、その旨を総長に報告するものとする。
- 3 前2項の規定は、倫理委員会の委員に対しても適用されるものとする。
- 4 総長は、第1項の規定に違反した者の懲戒等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第20条 調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

- 2 前条第2項および第3項の規定は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合について準用する。
- 3 第1項および第2項の規定は、倫理委員会の委員に対しても適用されるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第21条 倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、第11条第1項に定める報告等を行ったことを理由として、通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、第16条の2の規定により、通報者等による報告等が悪意に基づくものであると判明した場合は、この限りでない。

- 2 倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、第11条第1項に定める報告等があったことのみを理由として、調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（研究費の取扱いに係る不正行為の場合における配分機関等への報告等）

第22条 公的研究費に係る「研究費の取扱いに係る不正行為」に関する調査について、総長は、配分機関等に対して、次に掲げる報告および協力等を行う。

- 一 調査委員会の設置を決定したときは、配分機関等に報告し、調査方針、調査対象および調査方法等について配分機関等と協議を行う。
 - 二 第11条第1項各号の報告等を受け付けた日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理および監査体制の状況、ならびに再発防止計画等を含む最終報告を書面で配分機関等に提出する。
 - 三 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
 - 四 配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関等に報告する。
 - 五 調査の支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等への調査案件に係る資料の提出ならびに配分機関等による調査案件に係る資料の閲覧および現地調査に応じる。
 - 六 第16条第2項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。
 - 七 第16条の2第4項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。
- (研究活動に係る不正行為の場合における配分機関等への報告等)

第23条 「研究活動に係る不正行為」に関する調査について、総長は、配分機関等に対して、次に掲げる報告、協力等を行う。

- 一 調査委員会の設置を決定したときは配分機関等に報告する。
 - 二 配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
 - 三 最終報告を書面で配分機関等に提出する。
 - 四 調査対象者から第16条第2項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。
 - 五 通報者等から第16条の2第4項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。
- (過去に研究者等であった者等の扱い)

第24条 過去に第2条第1項第1号から第3号であった者の当該期間の行為について、第11条に規定する報告等があった場合は、本規程に基づき対応を行う。

2 早稲田大学大学院学則(1976年4月1日教務達第1号)第17条により博士学位の授与を受けた者の当該博士論文について、第11条に規定する報告等があった場合は、本規程に基づき対応を行う。

(他の研究機関と合同で調査を行う場合)

第25条 倫理委員会は、研究活動に係る不正行為に関して第11条第1項に規定する報告等があった場合、次の各号に定める対応を行うことができる。

- 一 調査対象者が、本学を含む複数の研究機関に所属している場合、報告等があった事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で事案の調査等を行うことができる。ただし、調査等の中心となる研究機関、調査等に参加する研究機関および調査等の方法については、関係する研究機関との間で、事案の内容等を協議し、定めることができる。
- 二 調査対象者が、報告等があった事案に係る研究を本学と異なる研究機関で行った場合、当該研究が行われた研究機関に報告等があった旨を通知し、当該研究機関と合同で事案の調査等を行うことができる。
- 三 調査対象者が、報告等があった事案に係る研究を行っていた時は本学の研究者等であったが、離職し、他の研究機関に所属している場合、現に所属している研究機関に報告等があった旨を通知し、当該研究機関と合同で事案の調査等を行うことができる。

(倫理委員会および調査委員会の事務)

第26条 倫理委員会および調査委員会の事務は、研究マネジメント課が行う。ただし、不正行為に関する案件を取り扱う場合は、研究マネジメント課およびコンプライアンス推進室が協力して事務を行う。

(施行細則)

第27条 研究資料等の保存および開示等、この規程の施行に必要な事項は、研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程施行細則(2017年2月3日規約第16—78号の2)をもって別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、2007年4月6日から施行する。ただし、第6条第2号の規定は、2008年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第2号の規定が施行する日までの間において、大学院生が本学において公的研究費の研究課題に参加する場合は、当該大学院生は、同条第1号に規定する研修を受講しなければならない。

(見直し)

- 3 大学は、2008年3月31日までに、この規程の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則〔整理〕(2007年4月25日規約第07—9号)

この規程は、2007年4月25日から施行する。

附 則(2007年11月5日規約第07—53号)

この規程は、2007年11月5日から施行する。

附 則(2008年4月11日規約第08—3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年4月11日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規程による改正後の研究活動に係る不正防止に関する規程第7条第2項第1号の規定により嘱任される次の各号に掲げる委員の任期は、同条第3項前段の規定にかかわらず、当該各号に定める日までとする。

一 この規程の施行後最初に嘱任される委員 2010年3月31日

二 2009年4月6日から任期が始まる委員 2011年3月31日

附 則〔整理〕(2008年12月11日規約第08—45号)

この規則は、2008年11月7日から施行する。

附 則(2009年2月6日規約第08—67号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に在任するこの規程による改正前の研究活動に係る不正防止に関する規程第7条第2項第1号の規定により国際情報通信研究科の専任教員のうちから選出された倫理委員会の委員である者は、当該委員としての任期に相当する期間が満了する日までの間、引き続き倫理委員会の委員として在任するものとする。

- 3 この規程による改正後の研究活動に係る不正防止に関する規程第7条第2項第1号の規定にかかわらず、2010年3月31日までの間は、高等学院、本庄高等学院または芸術学校の専任教員のうちから選出する倫理委員会の委員は、選出しないものとする。

附 則(2009年5月8日規約第09—14号)

この規程は、2009年5月8日から施行する。

附 則〔整理〕(2011年1月14日規約第10—72号の2)

この規則は、2010年11月8日から施行する。

附 則〔整理〕(2011年5月12日規約第11—5号の1)

この規程は、2011年5月12日から施行する。

附 則(2012年11月30日規約第12—67号)

この規程は、2012年12月1日から施行する。

附 則(2012年12月7日規約第12—81号)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2014年8月22日規約第14—37号)

この規程は、2014年8月22日から施行する。

附 則(2014年12月5日規約第14—71号)

- この規程は、2015年3月31日から施行する。ただし、第2条第1項、第2条第2項、第2条第5項、第11条第1項第4号および第23条の規定は、2014年12月5日から施行する。

附 則（2017年2月3日規約第16—78号の1）

この規程は、2017年2月3日から施行する。

附 則（2018年3月27日規約第17—65号の14）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2020年11月26日規約第20—36号）

この規程は、2020年12月1日から施行する。

附 則（2021年1月15日規約第20—63号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年12月10日規約第21—70号）

（施行期日）

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に、改正前の研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程第11条第1項に定める報告等を倫理委員会が受けた事案の取扱いは、なお従前の例による。

附 則〔整理〕（2022年4月21日規約第22—1号の3）

この規程は、2022年4月21日から施行し、2022年4月8日から適用する。

附 則〔整理〕（2022年6月14日規約第22—11号の1）

この規程は、2022年6月14日から施行し、2022年6月1日から適用する。

附 則（2023年2月3日規約第22—55号）

（施行期日）

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に、改正前の研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程第11条第1項に定める報告等を倫理委員会が受けた事案の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（2024年1月12日規約第23—49号）

（施行期日）

1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に、改正前の研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程第11条第1項に定める報告等を倫理委員会が受けた事案の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（2024年2月2日規約第23—52号）

（施行期日）

1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に、改正前の研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程第11条第1項に定める報告等を倫理委員会が受けた事案の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（2024年4月5日規約第24—4号の3）

この規程は、2024年6月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2026年5月13日規約第26—9号）

この規程は、2026年5月13日から施行し、2024年6月1日から適用する。